

## 環境省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成16年度環境省政策評価書（事後評価）」（平成17年8月30日付け環境政発第050830001号による送付分）における47件の政策評価のうち、環境省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した実績評価方式による47件の政策評価

### 2 審査の考え方と点検の項目

#### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。（注1、2）

- ① 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。
- ② 目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか。
- ③ 目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠は明らかにされているかどうか。

（注1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （目標の達成度合いの判定方法）

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評

価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

### 3 審査の結果

「平成 16 年度環境省政策評価書（事後評価）」における 47 件の実績評価のうち、環境省が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した 47 件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

## 【審査結果整理表】

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
<b>I 環境への負荷が少ない循環と共存を基調とする経済社会システムの実現</b>						
<b>I-1 地球規模の環境の保全</b>						
I-1-	<b>地球温暖化対策</b>					
(1)	2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減（京都議定書の削減約束）する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	（下位目標1） 2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の2%相当分削減する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	（下位目標2） 2008年から2012年の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の0.5%相当分削減する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	（下位目標3） 2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を、1995年比で基準年総排出量の2%相当分程度の増加に抑制する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	（下位目標4） 2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置する。	○	-	○	○	-
	指標数 1					
	（下位目標5） 2005年以内に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。	○	-	○	-	-
	指標数 1					
	（下位目標6） 我が国における京都メカニズム（CDM・JI・排出量取引）活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速する。	-	-	-	-	-
	指標数 0					
	（下位目標7） 京都議定書の削減約束達成に向けて、関係各国との情報交換を密に行い、国際協力及び経験交流に努める。	-	-	-	-	-
	指標数 0					
	（下位目標8） 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である1,300万炭素トン（3.9%）を確保する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					

整理番号	政 策	目標の設定状況				目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		達成年次		
			基準年次	達成年次			
I-1-	<b>オゾン層保護対策</b>						
(2)	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。						-
	指標数 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)		
	(下位目標 1) オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標 2) オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。						-
	指標数 2 (1)	○=1 -- 1 (1)	-- 2 (1)	○=1 -- 1 (1)	○=1 -- 1 (1)		
	(下位目標 3) 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。						-
	指標数 1	○=1	-- 1	○=1	○=1		
	(下位目標 4) モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
I-1-	<b>酸性雨・黄砂対策</b>						
(3)	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。また、黄砂による環境影響を把握するためのモニタリングを国際プロジェクトと協働しつつ進める。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標 1) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の活動を推進する。						-
	指標数 1	○=1	-- 1	○=1	△=1		
	(下位目標 2) 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。						-
	指標数 1	○=1	-- 1	○=1	△=1		
	(下位目標 3) 酸性雨に関する国際協力を推進する。						-
	指標数 1	○=1	-- 1	-- 1	△=1		
	(下位目標 4) モニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じた黄砂の発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。						-
	指標数 1	○=1	○=1	○=1	○=1		
I-1-	<b>海洋環境の保全</b>						
(4)	国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標 1) 条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る規制を推進する。						-
	指標数 1	○=1	-- 1	○=1	△=1		
	(下位目標 2) 条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		

整理番号	政 策	目標の設定状況				目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無				
			基準年次	達成年次			
	(下位目標 3) 油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標 4) 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に基づく取組を推進する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
<b>I-2 大気環境の保全</b>							
I-2-	<b>固定発生源対策</b>						
(1-	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。						-
1)	指標数 下位目標 1, 2 と同様						
	(下位目標 1) 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準の達成率を向上させる。						-
	指標数 5	○=5	-=5	-=5	△=5		
	(下位目標 2) 有害大気汚染物質に係る環境基準等を達成する。						-
	指標数 8	○=8	-=8	-=8	△=8		
I-2-	<b>自動車排ガス対策</b>						
(1-	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。						-
2)	指標数 10	○=10	-=10	-=10	△=10		
	(下位目標 1) 自動車NOx・PM法の対策地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。	△	-	○	△		-
	指標数 4	△=4	-=4	○=4	△=4		
	(下位目標 2) 低公害車の普及を図る。						-
	指標数 3	○=3	-=3	○=3	○=3		
I-2-	<b>基礎調査・監視測定体制の整備等</b>						
(1-	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。						-
3)	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標 1) 大気環境監視体制の整備・データの公表をする。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標 2) 種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。						-
	指標数 0	-	-	-	-		

整理 番号	政 策	目標の設定状況			目標設定 の考え方	目標の達成 度合いの判 定方法（判 定基準の定 量化等）
		目標値等の 設定の有無	目標期間の 設定の有無			
			基準年次	達成年次		
I-2-	<b>大気生活環境対策</b>					
(2)	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標 1) 騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。					-
	指標数 4	○=4	--4	○=1 --3	○=1 △=3	
	(下位目標 2) 騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	
	(下位目標 3) 振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	
	(下位目標 4) 悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	
	(下位目標 5) ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標 6) 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	
I-3	<b>水環境の保全</b>					
I-3-	<b>流域の視点から見た水環境の保全</b>					
(1)	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。					-
	指標数 9	○=9	--9	--9	△=9	
	(下位目標 1) 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質について、安全性評価を行うとともに、水環境中の検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	
	(下位目標 2) 水生生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	
	(下位目標 3) 流域全体を視野に入れた、健全な水循環の確保の観点から、地下水位の回復・湧水の復活等の適正な地下水位の維持も含めた水環境保全のための取組を推進する。					-
	指標数 2 (2)	--2 (2)	--2 (2)	--2 (2)	--2 (2)	
	(下位目標 4) 小中学生や市民団体等による水生生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。					-
	指標数 1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	--1 (1)	

整理番号	政 策	目標の設定状況				目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無				
			基準年次	達成年次			
I-3-(2)	<b>水利用の各段階における負荷の低減</b> 各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。						-
	指標数 I-3-(1)と同様						
	(下位目標1) 特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。						
	指標数 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)						
	(下位目標2) 生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。						
指標数 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)							
(下位目標3) 有害物質の地下浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。						-	
指標数 2 (2)      -- 2 (2)      -- 2 (2)      -- 2 (2)      -- 2 (2)							
(下位目標4) 底質汚染対策を推進する。						-	
指標数 2 (2)      ○=2 (2)      -- 2 (2)      -- 2 (2)      -- 2 (2)							
I-3-(3)	<b>閉鎖性水域における水環境の保全</b> 汚濁負荷量の削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。						-
	指標数 0						
	(下位目標1) 第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD（化学的酸素要求量）、窒素及びリンに係る汚濁負荷の削減を図る。						
	指標数 3      ○=3      -- 3      ○=3      ○=3						
	(下位目標2) 水質総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の環境を保全する。						
指標数 5 (2)      ○=3      -- 2 (2)      各年度      ○=3 -- 2 (2)      -- 2 (2)      -- 2 (2)							
(下位目標3) 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善等を図る。						-	
指標数 10 (4)      ○=6      各年度      ○=6 -- 4 (4)      -- 4 (4)      -- 4 (4)      -- 4 (4)							
(下位目標4) 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。						-	
指標数 1      ○=1      -- 1      ○=1      ○=1							
I-3-(4)	<b>水環境の監視等の体制の整備</b> 水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。						-
	指標数 7 (7)      -- 7 (7)      -- 7 (7)      -- 7 (7)      -- 7 (7)						
	(下位目標1) 水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。						
	指標数 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)						
(下位目標2) 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。						-	
指標数 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)      -- 1 (1)							
(下位目標3) 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。						-	
指標数 1      -- 1      -- 1      -- 1      -- 1							

整理 番号	政 策	目標の設定状況			目標設定 の考え方	目標の達成 度合いの判 定方法（判 定基準の定 量化等）
		目標値等の 設定の有無	目標期間の 設定の有無			
			基準年次	達成年次		
I-4	<b>土壌環境の保全</b> 有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 環境基準等の設定、見直しを行う。					-
	指標数 2 (2)	-- 2 (2)	-- 2 (2)	-- 2 (2)	-- 2 (2)	
	(下位目標2) 農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。					-
	指標数 3 (2)	○=1 -- 2 (2)	-- 3 (2)	-- 3 (2)	△=1 -- 2 (2)	
	(下位目標3) 市街地等の土壌汚染対策を着実に推進する。					-
	指標数 9 (8)	○=1 -- 8 (8)	-- 9 (8)	-- 9 (8)	△=1 -- 8 (8)	
I-5	<b>地盤環境の保全</b> 地盤沈下を防止する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 渇水時を含め地下水採取による地盤沈下の防止及び地下工事による地盤沈下を防止する。					-
	指標数 2 (1)	○=1 -- 1 (1)	-- 2 (1)	-- 2 (1)	△=1 -- 1 (1)	
	(下位目標2) 地下水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水位の維持に努める。					-
	指標数 I-3-(1)下位目標3の参考指標（地下水位の測定本数）と同様					
I-6	<b>廃棄物・リサイクル対策</b>					
I-6-	<b>循環型社会の形成の推進のための基本措置</b>					
(1)	循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。					-
	指標数 3	○=3	-- 3	○=3	○=3	
	(下位目標1) 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標2) 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告（循環型社会白書）を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
I-6-	<b>循環資源の適正な循環的な利用の推進</b>					
(2)	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 容器包装のリサイクルを推進する。					-
	指標数 10	○=10	-- 10	○=10	△=10	

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
	(下位目標 2) 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。					—
	指標数 4	○ = 4	各年度		○ = 4	
	(下位目標 3) 食品循環資源のリサイクルを推進する。					—
	指標数 5	○ = 5	— = 5	○ = 5	○ = 5	
	(下位目標 4) 建設資材のリサイクルを推進する。					—
	指標数 3	○ = 3	— = 3	○ = 3	○ = 3	
	(下位目標 5) パソコン、小形二次電池のリサイクルを推進する。					—
	指標数 8	○ = 8	各年度		○ = 8	
	(下位目標 6) 廃自動車等のリサイクルを推進する。					—
	指標数 2	○ = 2	各年度		○ = 2	
			— = 1	○ = 1		
I-6-	<b>一般廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）</b>					
(3)	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 1) 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。					—
	指標数 1	○	○	○	○	
	(下位目標 2) 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。					—
	指標数 1	○	○	○	○	
	(下位目標 3) 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。					—
	指標数 1	○	○	○	○	
	(下位目標 4) 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。					—
	指標数 1	○	—	○	○	
	(下位目標 5) 廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 6) 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。					—
	指標数 0	—	—	—	—	

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
I-6-	<b>産業廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）</b>					
(4)	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進を図る。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標 1) 産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	(下位目標 2) 産業廃棄物のリサイクル率を、平成9年度に対し、平成22年度において、41%から47%に増加させる。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	(下位目標 3) 産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	(下位目標 4) 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g-TEQ/年以下とする。	○	-	○	○	-
	指標数 1					
	(下位目標 5) 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を完了する。	○	-	○	○	-
	指標数 1					
I-6-	<b>廃棄物の不法投棄の防止等</b>					
(5)	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標 1) 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。	△	○	○	△	-
	指標数 2	△=2	○=2	○=2	△=2	
	(下位目標 2) 平成16年度から5年以内に、5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を0にする。	○	○	○	○	-
	指標数 1					
	(下位目標 3) 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。					-
	指標数 2	--2	--2	--2	--2	
	(下位目標 4) 化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	

整理 番号	政 策	目標の設定状況			目標設定 の考え方	目標の達成 度合いの判 定方法（判 定基準の定 量化等）		
		目標値等の 設定の有無	目標期間の 設定の有無					
			基準年次	達成年次				
I-6- (6)	<b>浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進</b> 河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。	指標数 1	○=1	--=1	○=1	○=1	-	
		(下位目標1) 浄化槽を整備促進する。	指標数 1	--=1	--=1	--=1	--=1	-
<b>I-7 化学物質対策</b>								
I-7- (1)	<b>環境リスクの評価</b> 化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。	指標数 0	-	-	-	-	-	
		(下位目標1) 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。	指標数 1	--=1	--=1	--=1	--=1	-
		(下位目標2) 「環境ホルモン戦略計画'98 (SPEED'98)」に基づき、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECD（経済協力開発機構）の試験法の開発に協力する。	指標数 1	○=1	--=1	○=1	△=1	-
		(下位目標3) PRTR対象物質などのうち、平成13年度から平成16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。	指標数 1	○	○	○	○	-
		指標数 1	○	○	○	○	-	
I-7- (2)	<b>環境リスクの管理</b> ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	指標数 0	-	-	-	-	-	
		(下位目標1) ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割を削減、維持する。環境基準の達成率を100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。	指標数 6	○=6	○=1 --=5	○=1 --=5	○=1 △=5	-
		(下位目標2) 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。	指標数 1	○=1	--=1	○=1	△=1	-
		(下位目標3) 化審法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。	指標数 1	○=1	○=1	○=1	○=1	-
		指標数 1	○=1	○=1	○=1	○=1	-	

整理番号	政 策	目標の設定状況				目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無				
			基準年次	達成年次			
I-7-	<b>リスクコミュニケーションの推進</b>						
(3)	PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供を行う。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標1) PRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。						-
	指標数 2	○=1、-=-1	毎年		○=1 -=-1		
	(下位目標2) 化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備（化学物質ファクトシート等）、人材（化学物質アドバイザー）の育成・活用による対話の推進を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民、産業、行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的に開催する。						-
	指標数 3	○=2、-=-1	-=-3	○=1 -=-2	-=-3		
I-7-	<b>国際協調による取組の推進</b>						
(4)	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携協力を図る。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標1) 化学物質関係の各条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約（PIC条約））に関連する国内施策を推進するとともに、OECDなどが進める化学物質対策との連携及びアジア太平洋地域における国際協力を強化する。						-
	指標数 5	○=4、-=-1	毎年度		○=3 -=-2		
			○=1 -=-3	○=3 -=-1			
I-7-	<b>国内における毒ガス弾等対策</b>						
(5)	国内における毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を推進する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
I-8	<b>自然環境保全と自然とのふれあいの推進</b>						
I-8-	<b>生物多様性の確保に係る施策の総合的推進</b>						
(1)	新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標1) 新・生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標2) 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。						-
	指標数 1	○=1	○=1	○=1	○=1		
	(下位目標3) 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
I-8-	<b>自然環境の保全</b>						
(2)	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
	(下位目標 1) 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 2) 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 3) 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。					—
	指標数 1	○=1	○=1	○=1	○=1	
	(下位目標 4) 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)確保とそのネットワーク化を推進する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 5) 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
I-8-	<b>自然環境の再生</b>					
(3)	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NGO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。					—
	指標数 1 (1)	—=1 (1)	—=1 (1)	—=1 (1)	—=1 (1)	
I-8-	<b>野生生物の保護管理</b>					
(4)	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を通じて種の保存を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化により、野生鳥獣と人との共生を図る。さらに、遺伝子組換え生物及び外来生物による我が国の生物多様性への影響を防止する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 1) レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 2) 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に関する調査研究を推進する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 3) 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、あわせて、猟具の使用に係る危険を予防する。					—
	指標数 1 (1)	—=1 (1)	—=1 (1)	—=1 (1)	—=1 (1)	
	(下位目標 4) 生態系等に悪影響を及ぼす外来生物への対策に必要な法整備を進める。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律的確な運用により遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。					—
	指標数 0	—	—	—	—	

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
I-8-	<b>動物の愛護及び管理</b>					
(5)	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。					-
	指標数 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	
	(下位目標2) 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。					-
	指標数 1	△ = 1	-- 1	-- 1	-- 1	
	(下位目標3) 改正法施行後の動物愛護に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを行う。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
I-8-	<b>自然とのふれあいの推進</b>					
(6)	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貴湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標2) 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ（インターネット自然研究所）などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実に努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。 また、エコツーリズムを普及するために全国のエコツアー総合情報をインターネットで紹介し、認知率及び参加率の向上を促進する。					-
	指標数 3 (2)	○ = 1 -- 2 (2)	○ = 1 -- 2 (2)	○ = 1 -- 2 (2)	△ = 1 -- 2 (2)	
	(下位目標3) 国立・国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。					-
	指標数 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	
	(下位目標4) 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。					-
	指標数 1	-- 1	-- 1	-- 1	-- 1	
I-9	<b>国際的取組に係る施策</b>					
I-9-	<b>地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保</b>					
(1)	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。					-
	指標数 0	-	-	-	-	

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
	<p>(下位目標 1) 貿易と環境の相互支持性を強化する。（*注 相互支持性：環境に対する貿易のマイナスの影響を最小にしプラスの効果を最大にするため、また、環境政策の要請と自由貿易の要請が衝突する場合に必要な調整を図るために環境政策と貿易政策を相互に支え合うもの）</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 2) 持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 3) 人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策などについて調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 4) 「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。</p>					-
	<p>指標数 1</p>	○=1	-=1	-=1	△=1	
	<p>(下位目標 5) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 6) アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 7) IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
I-9-	<p><b>開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力</b></p>					
(2)	<p>開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 1) 開発途上地域の環境の保全へ協力する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 2) 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 3) 国際協力の実施にあたっての環境配慮を行う。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	
	<p>(下位目標 4) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。</p>					-
	<p>指標数 0</p>	-	-	-	-	

整理 番号	政 策	目標の設定状況			目標設定 の考え方	目標の達成 度合いの判 定方法（判 定基準の定 量化等）
		目標値等の 設定の有無	目標期間の 設定の有無			
			基準年次	達成年次		
<b>II 各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策</b>						
<b>II-1 環境基本計画の効果的实施</b>						
環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。						
	指標数	0	-	-	-	-
(下位目標1) あらゆる主体における環境配慮の推進。						
	指標数	3 (3)	○=1 (1) --=2 (2)	--=3 (3)	--=3 (3)	△=1 (1) --=2 (2)
(下位目標2) 環境基本計画の見直しに向けた検討を進める。						
	指標数	0	-	-	-	-
<b>II-2 環境教育・環境学習の推進</b>						
国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。						
	指標数	0	-	-	-	-
(下位目標1) 環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。更に環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を、平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。						
	指標数	1	○=1	--=1	○=1	△=1
(下位目標2) 国・地方自治体・事業者がその職員に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。						
	指標数	0	-	-	-	-
(下位目標3) 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策についての情報を提供する。また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する（平成16年度から運用開始）。						
	指標数	0	-	-	-	-
(下位目標4) 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、こどもエコクラブなどの各種の学習の機会を提供等の施策を進める。						
	指標数	1	○=1	--=1	○=1	△=1
(下位目標5) 地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。						
	指標数	0	-	-	-	-
(下位目標6) 国際的な視点からも環境教育に取り組む必要があるため、日中韓3か国環境教育ネットワーク（TEEN）等において環境教育に関する情報交換・交流等を図る。						
	指標数	0	-	-	-	-
<b>II-3 環境パートナーシップの形成</b>						
NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。						
	指標数	0	-	-	-	-
(下位目標1) 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NPO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。						
	指標数	3	○=3	○=3	○=3	△=3

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
	(下位目標2) 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。					-
	指標数 2	-- 2	-- 2	-- 2	-- 2	
<b>II-4 環境と経済の統合に向けた取組</b>						
<b>II-4- 経済活動における環境配慮の徹底</b>						
(1)	経済的手法や、事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 税制優遇措置や税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するように努める。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標2) 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。					-
	指標数 4	○=4	-- 4	○=4	○=4	
<b>II-4- 環境保全型産業活動の促進</b>						
(2)	環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標1) 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。	○	○	○	○	-
	指標数 2	○=2	○=2	○=2	○=2	
	(下位目標2) より広い分野・品目でグリーン購入をするため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が組織的に取り組まれることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。					-
	指標数 3	○=3	-- 3	○=3	○=3	
<b>II-5 環境アセスメント</b>						
<b>II-5- 環境影響評価制度の運営及び充実</b>						
(1)	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。					-
	指標数 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	-- 1 (1)	
	(下位目標1) 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、その結果が事業に反映されること。					-
	指標数 0	-	-	-	-	
	(下位目標2) 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。					-
	指標数 0	-	-	-	-	

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
	(下位目標 3) 国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出され、適切に事業に反映されること。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 4) 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。					—
	指標数 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	
	(下位目標 5) 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
II-5-	<b>戦略的環境アセスメントの推進</b>					
(2)	国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 1) 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 2) 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。					—
	指標数 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	
	(下位目標 3) 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
II-6	<b>環境に配慮した地域づくりの支援</b>					
	地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 1) 環境分野における競争的資金を拡充する。					—
	指標数 1	— = 1	— = 1	— = 1	— = 1	
	(下位目標 2) 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。					—
	指標数 1	○ = 1	— = 1	○ = 1	△ = 1	
	(下位目標 3) 二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と、雇用の創出等による地域経済活性化を同時に実現し、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施する。					—
	指標数 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	— = 1 (1)	
II-7	<b>試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等</b>					
	環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 1) 環境分野における競争的資金を拡充する。					—
	指標数 1	○ = 1	○ = 1	○ = 1	○ = 1	

整理番号	政 策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
	(下位目標 2) 独立行政法人国立環境研究所に係る中期目標を達成する。					—
	指標数 1	○=1	--=1	○=1	○=1	
	(下位目標 3) ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。					—
	指標数 1	○=1	--=1	○=1	--=1	
	(下位目標 4) 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。					—
	指標数 1	○=1	--=1	○=1	--=1	
	(下位目標 5) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第4次評価報告書における我が国の研究者による研究成果の引用貢献度を、同第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。					—
	指標数 1	○=1	○=1	○=1	△=1	
	(下位目標 6) 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 7) 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶等によるガスモニタリングシステムの構築を目指す。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
II-8	<b>公害防止計画の推進</b> 公害の著しい地域等を解消する。					—
	指標数 1	--=1	--=1	--=1	--=1	
	(下位目標 1) 公害防止計画の推進により、公害防止計画策定地域を構成する市町村数を減少させる。					—
	指標数 1	△=1	--=1	--=1	△=1	
II-9	<b>環境保健対策</b>					
II-9-	<b>公害健康被害対策（補償・予防）</b>					
(1)	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 1) 「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	
	(下位目標 2) 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。					—
	指標数 0	—	—	—	—	

整理番号	政 策	目標の設定状況				目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無				
			基準年次	達成年次			
II-9-	<b>水俣病対策</b>						
(2)	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に対する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標1) 平成7年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標2) 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
II-9-	<b>環境保健に関する調査研究の推進</b>						
(3)	国民的な関心事となっている花粉症と一般環境との関係、本態性多種化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）、一般環境中での電磁界暴露等の諸問題について、調査研究を推進する。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
II-10	<b>環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備</b>						
	環境情報の体系的な整備・提供や、「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化（電子化）により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
	(下位目標1) 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報（環境の情報、環境への負荷等）の分かりやすい提供を図る。						-
	(下位目標2) 「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化（電子化）を実施し、電子政府の実現を図る。						-
	指標数 5	○=2、- =3	- =5	○=2 - =3	○=2 - =3		
	(下位目標3) 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。						-
	指標数 0	-	-	-	-		
合 計	(47施策)	○=1	○=1	○=1	○=1		-
	指標数 35 (10)	○=24	○=1	○=5	○=5 △=19		
	17 下位目標	○=17	○=12	○=17	○=16		-
	指標数 17						
	4 下位目標	○=2、△=2	○=3	○=4	○=2 △=2		-
	指標数 14	○=8、△=6	○=5	○=9	○=3 △=11		
	134 下位目標						-
	指標数 174 (48)	○=112 (3) △=2	○=11	○=63	○=60 △=46 (1)		
(備考)	(注) 環境省では、「指標」は施策の効果を直接的に表し、「参考指標」は施策の効果を間接的に表すものであり、「参考指標」については（ ）で内数とした。						

- (注)
- 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「○」を記入し、いずれにも該当しない場合には「－」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「△」を記入している。  
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「○」、「△」及び「－」の分類に該当する指標数を記入している。
  - 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「○」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「○」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「－」を記入している。  
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「○」及び「－」の分類に該当する指標数を記入している。
  - 3 「目標設定の考え方」欄には、
    - ① 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれも設定されているものについて、いずれの考え方についても明らかにされている場合に「○」、いずれか一方の考え方が明らかにされている場合に「△」を付している。
    - ② 目標値及び目標期間（達成年次）のいずれか一方が設定されているものについて、その考え方が明らかにされている場合に「△」を記入している。
    - ③ 上記①、②のいずれにも該当しないものには「－」を記入している。  
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「○」、「△」及び「－」の分類に該当する指標数を記入している。
  - 4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「○」を記入し、示されていない場合には「－」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本表は、公表された環境省の「平成16年度環境省政策評価書（事後評価）」に基づき総務省の責任において整理したものである。  
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄名	記載事項
「政策番号」欄	評価の対象とされた施策ごとに番号を付した。 なお、番号は、「平成16年度環境省政策評価書」の環境省政策体系において使用している施策番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた施策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された施策の「目標」、「下位目標」を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outcome）はアウトカム、「P」（=output）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記載している。 なお、「CM」（=outcome measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outcome immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=output）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。
「目標設定の考え方及びその根拠」欄	目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠が記載されている場合に、その考え方、根拠を記入した。
「測定結果等」欄	測定結果等を記入した。
「評価の結果」欄	環境省における評価の結果、評価の結果に基づく今後の課題及び政策への反映の方向性を記入した。 なお、政策への反映の方向性については、「施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）」、「これまでの取組を引き続き推進」、「施策の一部廃止、休止又は中止」、「施策の廃止、休止又は中止」の4類型のうち、該当するものを記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。 なお、目標を達成するために政策の実施に要した費用等に関する情報についての記載がある場合は、その費用の額等を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度、 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数、 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数、 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数



政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
		(下位目標8) 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、地球温暖化対策推進大綱に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.9%)を確保する。	C	温室効果ガスの吸収量(万トンC)	CM	1,300	1990年	2008年から2012年の平均	(考え方及び根拠) 地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日決定)に基づき設定。	○我が国の森林の吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量1,300万炭素トン(3.9%)を確保するため、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に即し、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を行った。					・財政投融資・地球温暖化対策事業 ○温室効果ガス吸収源対策の推進 ・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査(48百万円)	
I-1-1 (2)	オゾン層保護対策	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。	C	(参考指標) 南極オゾンホール面積(万km <sup>2</sup> )	CM	-	-	-			2,647	2,054	2,868	2,423	○オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効。 ○GFC等のオゾン層破壊物質については既に大気中濃度が低下している。一方、オゾン全量の減少は継続しており、HCFCやハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続き、オゾン層保護対策を継続・強化することが必要。 ○フロン回収破壊法の施行により、フロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類が約7割に上ると見込まれるため、対策の強化が必要。	○施策共通の主な政策手段等 ・オゾン層保護法 ・フロン回収破壊法 ○オゾン層破壊物質の回収・破壊の推進 ・断熱材フロン対策検討調査(37百万円)
		(下位目標1) オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。	P			-										
		(下位目標2) オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。	C	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	CM	3,615 (平成32年全廃)	-	平成16年(32年)	(考え方及び根拠) モントリオール議定書に基づき設定。		3,500	2,907	2,810	-	【政策への反映の方向性】 (下位目標1、2及び4) これまでの取組を引き続き推進(下位目標3) 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)	
		(参考指標) PRTRIによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	CM			-	-	-			17,828	13,778	12,521	-		
		(下位目標3) 機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。	C	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(%)	CM	60%	-	H20~H24年度の平均	(考え方及び根拠) 京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)に基づき設定。		-	-	約28% (回収量:1,889t)	-		
		(下位目標4) モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。	C			-										
		○アジア地域の途上国における施策実施能力を向上させるため、人材の育成や先進国の参考事例の紹介、制度構築支援等を実施した。 ○カンボジア及びインドネシアにおいてワークショップを開催し、オゾン層破壊物質の回収破壊方策や地方自治体の参画に向けた取組を促進した。				-										
I-1-1 (3)	酸性雨・黄砂対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。また、黄砂による環境影響を把握するためのモニタリングを国際プロジェクトと協働しつつ進める。	C													
		(下位目標1) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動を推進する。	C	EANETモニタリング(酸性沈着)地点数(地点)	P	45	-	H18年度	(考え方) 東アジア地域の酸性雨の状況を把握するために必要なモニタリング地点を整備する。 (根拠) -		-	44	44	44	○酸性雨による環境影響を防止するための取組については、EANETの活動の推進等、各種施策を着実に推進。 ○黄砂に関しては、ADB(アジア開発銀行)-GEF(地球環境ファシリティ)黄砂対策プロジェクトを核として、モニタリングネットワークの構築等を着実に推進。	○東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の推進、拡充・強化 ・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金(149百万円) ○国内における酸性雨モニタリングの適切な実施 ・国内酸性雨モニタリング推進費(264百万円) ○酸性雨問題の防止に向けた国際協力の推進 ・酸性雨調査研究費(45百万円) ○黄砂モニタリングの着実な実施 ・黄砂対策推進費等(44百万円)
		(下位目標2) 酸性雨による環境影響を把握するための国内モニタリングによるデータを取得する。	P	酸性雨国内モニタリング地点数(地点)	P	31	-	H19年度	(考え方) 国内の酸性雨の状況を把握するために適切な測定地点数で継続的なモニタリングを実施するため。 (根拠) -		-	48	31	31	【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)	
		(下位目標3) 酸性雨に関する国際協力を推進する。	C	EANET分析精度管理目標達成率(%)	CM	100	-	-	(考え方) EANET活動に参加する全ての分析機関において全項目の精度管理目標を達成するため。 (根拠) -		-	86.2	85.7	-		

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
		（下位目標4） モニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じた黄砂の発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。	C	国内ライダー設置基数（台） （ ）内は環境省による設置基数	P	8  (5)	H14年度	H19年度	（考え方） 年間1地点程度を目途として、5年間で整備するため。 （根拠） —	—	6  (0)	7  (1)	8  (2)			
I-1 - (4)	海洋環境の 保全	国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。	C											○各種の規制措置により、海洋汚染の未然防止が図られてきている。 ○新たな条約の発効等に伴う規制強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を講じることが必要。 ○海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書（OPRC-HNS議定書）」の発効に備え、情報収集を行うとともに、環境面からの国内体制を整備することが必要。 【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○施策共通の主な政策手段等 ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ・ロンドン条約及び96年議定書 ・1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年議定書（MARPOL73/78条約） ・油による汚染に関する準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約） ・北西太平洋地域海行動計画 ○廃棄物の海洋投入処分に係る規制の国内体制の整備 ・海洋環境モニタリング推進調査費（101百万円） ○事故時に備えた環境保全に係る体制の整備と事故時における適切な対応の実施 ・油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画	
		（下位目標1） 条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る規制を推進する。	C	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万トン）（暦年）	CM	284	—	H19年	（考え方） 我が国が行っている陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分の処分量を低減させることを目標とした。 （根拠） ロンドン条約96年議定書	—	389	384	378			
		（下位目標2） 条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。	C			—				○有識者による検討会を実施して、未査定液体物質の査定を実施するなど、油、有害液体物質等、廃棄物による海洋汚染防止対策を推進した。						
		（下位目標3） 油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。	C			—				○緊急時対応のため地方公共団体職員等25名に訓練研修を行った。平成8年から平成16年までの本訓練参加者は365名となった。 ○油流出事故に適切に対応するための連絡体制の整備を進めた。 ○油処理剤等の環境面からの評価を行い、油処理剤等の適正使用のための知見を収集した。						
		（下位目標4） 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づく取組を推進する。	C			—				○油流出による緊急時での協力体制を確立し、また国連環境計画による地域活動調整ユニット（RCU）の設置により、CEARACの活動等に積極的に参画し、今後のNOWPAP活動指針の策定等に協力した。 ○NOWPAPのプロジェクトである特殊モニタリングについて、その手法の確立に向けて、機器の整備・観測手法の開発を行った。						

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）											
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度													
I-2 大気環境の保全																										
I-2 1-1	固定発生源 対策	環境基準の達成・確保等により、 大気汚染に関し人の健康を保護す る。	C	下位目標1と2の指標と同じ				(考え方及び根拠) 大気汚染に係る環境基準について (昭和48年環告25)及び二酸化窒素に 係る環境基準について(昭和53年環告 38)に基づき設定。							○環境基準の達成状況からみて、 国による排出規制及び常時監視等 の枠組みの整備、自治体による適 切な法の施行等の取組、及び事業 者の自主的な取組は有効に機能。 ○浮遊粒子状物質・光化学オキシ ダントによる大気汚染を改善する ため、原因物質の一つである揮発 性有機化合物(VOC)について、工 場等の固定発生源からのVOCの規制 措置等を講じるため、「大気汚染 防止法の一部を改正する法律」が 第159回国会で成立。 ○平成18年春に改正法施行の予 定。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡 充、縮小)	○施策共通の主な政策手段 等 ・大気汚染防止法(排出規 制等) ・公害防止用設備に係る税 制優遇 ○工場・事業場の排出規制 ・大気汚染防止法の一部を 改正する法律案(第159国 会に提出) ・排出基準等設定(15百万 円) ・浮遊粒子状物質総合対策 検討(127百万円) ・工場・事業場排出量実態 調査(11百万円) ・ばい煙処理設備等に係る 所得税、法人税の優遇 ・ばい煙処理設備等に係る 固定資産税、特別土地保有 税、事業所税の優遇 ○有害大気汚染物質排出抑 制対策 ・有害大気汚染物質排出抑 制対策推進事業(108百万 円) ・指定物質の排出または飛 散の抑制に資する施設に係 る所得税、法人税の優遇 ・指定物質の排出または飛 散の抑制に資する施設に係 る固定資産税、特別土地保 有税、事業所税の優遇										
				(下位目標1) 二酸化いおう、一酸化炭素、 浮遊粒子状物質、二酸化窒素及 び光化学オキシダントに係る環 境基準の達成率を向上させる。	C	全国の一般環境大気 測定局における大気 汚染に係る環境基準 達成率(%)																				
				二酸化いおう	CM	100	-										-			99.6	99.8	99.7	-			
				一酸化炭素	CM	100	-										-			100	100	100	-			
				浮遊粒子状物質	CM	100	-										-			66.6	52.5	92.8	-			
				二酸化窒素	CM	100	-										-			99.0	99.1	99.9	-			
				光化学オキシダ ント	CM	100	-										-			0.5	0.5	0.1	-			
		(下位目標2) 有害大気汚染物質に係る環境 基準等を達成する。	C	有害大気汚染物質に 係る環境基準達成率 (%)																						
		ベンゼン	CM	100	-	-			81.7	91.7	92.2	-														
		トリクロロエチレ ン	CM	100	-	-			100	100	100	-														
		テトラクロロエチ レン	CM	100	-	-			100	100	100	-														
		ジクロロメタン	CM	100	-	-			100	99.7	100	-														
		有害大気汚染物質に 係る指針値達成率 (%)																								
アクリロニトリル	CM	100	-	-			-	100	100	-																
塩化ビニルモノ マー	CM	100	-	-			-	100	100	-																
水銀	CM	100	-	-			-	100	100	-																
ニッケル化合物	CM	100	-	-			-	97.1	97.4	-																

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）										
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度												
1-2 1- 2)	自動車排ガス対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	C	全国の自動車排ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）					（考え方及び根拠） 大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環告25）及び二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環告38）に基づき設定。					○大都市地域における二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境基準達成率については、改善傾向が見られるものの依然として低い水準。 ○自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は着実に進展。 ○自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は着実に進展。 ○一般公用車への低公害車の導入率は平成16年度に目標としていた100%を達成。 ○依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、今後も総合的な対策の充実、強化、及びその着実な推進が必要。 ○自動車単体制制については、世界最高レベルの規制を実施していくとともに、大都市地域を対象とした大気汚染状況等を見極めながら、必要に応じて新たな排出ガス規制について検討することが必要。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○施策共通の主な政策手段等 ・大気汚染防止法 ・自動車NOx・PM法 ○自動車単体制制 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法案案（第162回国会に提出） ・自動車排出ガスの量の許容限度 ・自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度 ・粒子状物質の粒子数等排出実態調査及び測定法の確立（69百万円） ○自動車燃料改質調査検討費（25百万円） ○自動車NOx・PM総量削減対策 ・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費（330百万円） ・自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車導入に伴う自動車取得税の優遇 ・日本政策投資銀行等による低利融資 ○低公害車の普及促進 ・低公害（代エネ・省エネ）車普及事業（600百万円） ・ディーゼル車排出ガス低減対策推進費補助（100百万円） ・燃料電池自動車啓発推進費（31百万円） ・低公害車の導入に伴う自動車取得税の優遇 ・自動車税のグリーン化 ・日本政策投資銀行等による低利融資										
										100	99.0	100	—												
										100	100	100	—												
										47.0	34.3	77.2	—												
										79.4	83.5	85.7	—												
										3.4	11.1	7.4	—												
										（下位目標1） 自動車NOx・PM法の対策地域において、二酸化窒素については大気環境基準を平成22年度までにおおむね達成する。浮遊粒子状物質については平成22年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成する。	C	対策地域内の自動車排出ガス測定局におけるNO2及びSPMに係る環境基準達成率（％）								（考え方及び根拠） 自動車排出窒素酸化物および自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成14年環告34）第1に基づき設定。					
																					二酸化窒素	CM	100	—	—
																					一酸化炭素	CM	100	—	—
																					浮遊粒子状物質	CM	100	—	—
																					二酸化窒素	CM	100	—	—
																					光化学オキシダント	CM	100	—	—
										対策地域内の一般環境大気測定局におけるNO2及びSPMに係る環境基準達成率（％）	C								（考え方及び根拠） 自動車排出窒素酸化物および自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成14年環告34）第1に基づき設定。						
																				二酸化窒素	CM	概ね達成	—	H22年度	
																				浮遊粒子状物質	CM	概ね達成	—	H22年度	
二酸化窒素	CM	概ね達成	—	H22年度																					
浮遊粒子状物質	CM	概ね達成	—	H22年度																					
（下位目標2） 低公害車の普及を図る。	C	低公害車の普及台数（台）	CM	1,000万台	—	H22年度までの出ただけ早期	（考え方及び根拠） 低公害車開発普及アクションプラン（平成13年7月）に基づき設定。	—	約457万	約575万	約829万 （平成16年9月末）														
								燃料電池自動車の普及台数（台）	CM	50,000	—	H22年度	（考え方及び根拠） 低公害車開発普及アクションプラン（平成13年7月）に基づき設定。	—	5	49	61								
								一般公用車への低公害車の導入率（％）	P	100	—	H16年度	（考え方及び根拠） 総理のイニシアティブ（平成13年5月）に基づき設定。	—	45	73	100								



政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
		(下位目標6) 光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。	C	(参考指標) スターウォッチングネットワーク参加者数(人)	P	-	-	-		12,745	12,999	10,535	-		
I-3 水環境の保全															
I-3-1(1)	流域の視点から見た水環境の保全	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成・維持するとともに、健全な水循環を確保する。	C	健康項目基準達成率(%)	CM	100	-	-	(考え方及び根拠) 環境基本法第16条に基づき設定。	99.4	99.3	99.3	-	○環境基準の達成や健全な水循環の確保に向けた取組については一定の成果が上がっており、目標の達成に向け着実に進展。 ○公共用水域における環境基準のうち生活環境項目については、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域における汚濁負荷の一層の低減が課題。 ○地下水については、特に農地での施肥や家畜ふん尿の不適切な処理、及び生活排水等に起因する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過率が高いことから、汚染の未然防止対策と浄化対策手法の検討が課題。 ○健全な水循環の確保については、「計画作りに向けて」が取りまとめられたことを受け、各種調査等の実施により、健全な水循環機能の維持回復に向けた具体的な施策の展開が必要。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)	○環境基準の設定・見直し ・環境基本法 ・生活環境項目検討調査(73百万円) ・水環境における有害物質リスク管理手法検討調査(85百万円) ○水辺環境、水循環に係る施策の推進 ・健全な水循環・環境用水確保方策等検討調査(40百万円) ・水域水循環計画策定等調査(30百万円) ・良好な水辺空間創出事業費補助(220百万円) ・健全な水環境の構築に向けた地下水管理手法調査(50百万円)
		生活環境項目基準達成率(%)													
		全体	CM	100	-	-		79.5	81.7	83.8	-				
		河川	CM	100	-	-		81.5	85.1	87.4	-				
		湖沼	CM	100	-	-		45.8	43.8	55.2	-				
		海域	CM	100	-	-		79.3	76.9	76.2	-				
		地下水環境基準達成率(%)	CM	100	-	-		92.8	93.3	91.8	-				
		ダイオキシン類基準達成率(%)													
		公共用水域水質	CM	100	-	-		97.9	97.2	97.6	-				
		公共用水域底質	CM	100	-	-		-	97.6	99.5	-				
		地下水	CM	100	-	-		100	99.9	100	-				
		(下位目標1) 人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質について、安全性評価を行うとともに、水環境中の検出状況を踏まえ、基準値等を設定する。	P	(参考指標) 要調査項目の設定物質数(物質群)	P	-	-	-		-	80	32	68		
		(下位目標2) 水生生物保全の観点からの基準の設定等生活環境に係る環境基準を見直す。	P	(参考指標) 水生生物保全環境基準の設定検討物質数	P	-	-	-		-	8	8 (1物質について基準設定)	0		
		(下位目標3) 流域全体を視野に入れた、健全な水循環の確保の観点から、地下水位の回復・湧水の復活等の適正な地下水位の維持も含めた水環境保全のための取組を推進する。	P	(参考指標) 良好な水辺空間創出事業支援数(事業)	P	-	-	-		-	19	19	9		
				(参考指標) 地下水位の測定本数(本)	P	-	-	-		-	492	511	509		
		(下位目標4) 小中学生や市民団体等による水生生物の調査を行い、環境問題への関心を高める。	C	(参考指標) 全国水生生物調査参加者数(人)	P	-	-	-		91,649	85,907	90,782	-		



政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）																								
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度																										
I-3 - (3)	閉鎖性水域における水環境の保全	汚濁負荷量の削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。	C						（考え方及び根拠） 水質汚濁防止法第4条の2に基づき設定。	（平成元年）	（6年）	（11年）	○閉鎖性水域については、水質総量規制や水質改善対策等の実施により汚濁負荷量が削減されるなど、一定の成果を収めているものの、CODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとは言えず、閉鎖性水域の水質改善に向けて、より効果的な施策の検討が必要。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○施策共通の主な政策手段等 ・水質汚濁防止法 ・税制優遇措置による事業者の取組の促進 ○水質総量規制 ・発生負荷管理等調査費補助（33百万円） ・広域総合水質調査（35百万円） ・総量削減状況解析等調査（31百万円） ○瀬戸内海の水質環境保全 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・第3回瀬戸内海環境情報基本調査（16百万円） ・累積埋立て環境影響対処法策検討調査（19百万円） ○有明海等対策 ・有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 ・有明海・八代海水環境調査（92百万円） ○湖沼水質保全対策 ・湖沼水質保全特別措置法 ・湖沼水質保全・総合レビュー検討調査（31百万円）																									
										（下位目標1） 第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、COD（化学的酸素要求量）、窒素及びリンに係る汚濁負荷の削減を図る。	C	汚濁負荷量（トン/日）										（平成元年）	（6年）	（11年）															
																						COD	CM	1,061	—	H16年度	1,465	1,278	1,140										
																						窒素	CM	950	—	H16年度	1,143	1,138	993										
																						リン	CM	71.3	—	H16年度	87.4	81.4	76.7										
																						（下位目標2） 水質総量規制、特定施設の設置許可制度及び埋立てについての配慮等により瀬戸内海の水質環境を保全する。	C	瀬戸内海における水質環境基準達成率（%）						（考え方及び根拠） 環境基本法第16条及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づき設定。		（平成元年）	（6年）	（11年）					
																																COD	CM	100	各年度	74	69	70	—
																																全窒素	CM	100	各年度	95.0	95.0	96.7	—
																																全リン	CM	100	各年度	96.7	96.7	98.3	—
										（参考指標） 赤潮の発生件数（件）	CM	—			—	—	97	89	106	—																			
										（参考指標） 埋立て免許面積（ha）	P	—			—	—	398	35.2	49.5	—																			
										（下位目標3） 有明海及び八代海の水質環境基準の達成率（%）	C	有明海及び八代海における水質環境基準の達成率（%）								（考え方及び根拠） 環境基本法16条及び有明海及び八代海の再生に関する基本方針に基づき設定。		（平成元年）	（6年）	（11年）															
																						有明海																	
																						COD	CM	100	各年度	93.3	86.7	93.3	—										
																						全窒素	CM	100	各年度	100.0	100.0	100.0	—										
																						全リン	CM	100	各年度	60.0	60.0	40.0	—										
八代海																																							
COD	CM	100	各年度	85.7	85.7	85.7	—																																
全窒素	CM	100	各年度	100.0	75.0	100.0	—																																
全リン	CM	100	各年度	100.0	100.0	100.0	—																																
（参考指標） 赤潮の発生件数（件）																																							
有明海	CM	—	—	—	35	42	35	—																															
八代海	CM	—	—	—	20	15	15	—																															
（参考指標） 養殖業・海面漁業の漁獲量（t）																																							
有明海	CM	—	—	—	124,577	196,411	146,876	—																															
八代海	CM	—	—	—	54,091	49,730	49,403	—																															
（下位目標4） 指定湖沼流域における湖沼計画の着実な実施により、湖沼水質を改善する。	C	各湖沼水質保全計画に定めるCOD、全窒素及び全リン目標値（mg/L）	CM	湖沼水質保全計画において、湖沼ごとに定められている。	湖沼水質保全計画において、湖沼ごとに定められている。	（考え方及び根拠） 各湖沼水質保全計画に基づき設定。		（平成元年）	（6年）	（11年）																													
例：琵琶湖（南湖）		例：3.5		例：17年度				4.2	4.7	4.0	—																												

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
I-3 - (4)	水環境の監視等の体制の整備	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。	P	(参考指標) 公共用水域（測定地点・検体数）										<p>○水質汚濁防止法等に基づき地方公共団体が実施する水質常時監視については、重金属、有機塩素化合物、農薬物質等、多くの水質汚濁項目について、効率的かつ効果的な環境モニタリングが必要となっていること、また三位一体の補助金改革の一環として、水質監視に係る国庫補助が廃止され、その原資が地方公共団体に税源移譲されることから、地方公共団体の裁量を活かしながら、環境モニタリングが確実に執行されるよう担保する必要。</p> <p>○このため、平成17年6月29日に測定地点の配置等に関する基準を定めて都道府県等に通知したところ。</p> <p>○常時監視の測定地点は高い水準で推移している他、要調査項目の分析方法、簡易測定法の開発も随時進めており、効率的な監視体制の構築という目的をほぼ達成。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>	<p>○施策共通の主な政策手段等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>○水環境総合管理情報システムの開発等</li> <li>・水質環境総合管理情報システム開発運営経費（11百万円）</li> <li>○監視測定体制の充実等</li> <li>・水質汚濁防止対策推進費等のうち水環境の監視等の体制の整備に係る経費（1,309百万円）</li> </ul>
				健康項目	P	-	-	-	5,686 (285,392)	5,695 (278,745)	5,708 (272,762)	-			
				生活環境項目	P	-	-	-	7,277 (427,854)	7,279 (430,271)	7,267 (429,709)	-			
				(参考指標) 地下水（調査本数、検体数）											
				概況調査	P	-	-	-	4,722 (4,722)	5,269 (5,269)	5,129 (5,129)	-			
				(参考指標) ダイオキシン類（測定地点、検体数）											
				公共用水域水質	P	-	-	-	2,213 (2,635)	2,188 (2,666)	2,126 (2,701)	-			
				公共用水域底質	P	-	-	-	1,813 (1,866)	1,766 (1,831)	1,825 (1,958)	-			
				地下水質	P	-	-	-	1,473 (1,480)	1,310 (1,312)	1,200 (1,201)	-			
				(参考指標) 全国水生生物調査における調査地点数（地点）	P	-	-	-	5,520	5,141	5,042	-			
(下位目標1) 水環境に関わるデータをウェブ上で公開するシステムを構築する。	P	(参考指標) アクセス件数	P	-	-	-	(平成17年度公開予定)								
(下位目標2) 水環境中の微量有害物質の監視測定体制を整備する。	P	(参考指標) 要調査項目の分析法開発数（物質群）	P	-	-	-	-	174	197	240					
(下位目標3) 小規模事業場からの排出負荷量の公定分析法を開発する。	P	公定法とする簡易計測機器数（種類）	P	-	-	-	-	1	3	3					





政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）					
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度							
I-6 - (2)	循環資源の適正な循環的な利用の推進	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。	C	(下位目標1) 容器包装のリサイクルを推進する。	容器包装リサイクル法による分別実施市町村数及び分別収集量				(考え方及び根拠) 容器包装に関する分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条第6項に基づき設定。					〇各リサイクル制度は、概ね順調に推進。 〇全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向け着実に進展。 〇各リサイクル制度の円滑な施行とともに、さらなる推進方策の検討等が課題。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	〇施策共通の主な政策手段等 ・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法 〇個別リサイクル法（容器包装リサイクル法等）の施行 ・ 容器包装ライフ・サイクル・アセスメント事業（38百万円） ・ リサイクル制度の体系化・高度化推進事業（39百万円） 〇先進的なリサイクル施設への支援の実施 ・ エコタウン事業の承認及び承認地域に対する補助金の交付等 ・ ゴミゼロ型社会形成推進施設整備費（750百万円）					
										無色のガラス製容器	CM	3,169市町村 467千トン	—			H19年度	2,725市町村 355千トン	2,795市町村 349千トン	2,911市町村 357千トン	—
										茶色のガラス製容器	CM	3,169市町村 401千トン	—			H19年度	2,737市町村 312千トン	2,807市町村 304千トン	2,922市町村 310千トン	—
										その他のガラス製容器	CM	3,154市町村 214千トン	—			H19年度	2,706市町村 162千トン	2,740市町村 164千トン	2,872市町村 165千トン	—
										紙製容器包装	CM	1,916市町村 222千トン	—			H19年度	404市町村 50千トン	525市町村 58千トン	748市町村 77千トン	—
										ペットボトル	CM	3,132市町村 273千トン	—			H19年度	2,617市町村 162千トン	2,747市町村 188千トン	2,891市町村 212千トン	—
										プラスチック製容器包装	CM	2,666市町村 922千トン	—			H19年度	1,121市町村 197千トン	1,306市町村 283千トン	1,685市町村 402千トン	—
										銅製容器包装	CM	3,226市町村 535千トン	—			H19年度	3,104市町村 461千トン	3,123市町村 420千トン	3,116市町村 394千トン	—
										アルミニウム製容器包装	CM	3,227市町村 187千トン	—			H19年度	3,112市町村 141千トン	3,130市町村 146千トン	3,108市町村 139千トン	—
										段ボール	CM	2,942市町村 715千トン	—			H19年度	1,942市町村 449千トン	2,105市町村 503千トン	2,446市町村 554千トン	—
		飲料用紙製容器	CM	2,731市町村 31千トン	—	H19年度	1,756市町村 13千トン	1,849市町村 16千トン	2,031市町村 17千トン	—										
		(下位目標2) 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。	C	家電リサイクル法における再商品化率(%)				20 (H13年度の時点で達成している事業者にあっては、現状の維持向上)		(考え方及び根拠) 特定家庭用機器再商品化法施行令第4条に基づき設定。					食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成13年 5月公表）に基づき設定。					
											家庭用エアコン	CM	60	各年度			78	78	81	—
											テレビ	CM	55	各年度			73	75	78	—
											冷蔵庫	CM	50	各年度			59	61	63	—
		(下位目標3) 食品循環資源のリサイクルを推進する。	C	食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)						(考え方及び根拠) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成13年 5月公表）に基づき設定。										
											食品産業計	CM	—	H18年度		37	40	45	—	
											食品製造業	CM	—	H18年度		60	66	71	—	
											食品卸売業	CM	—	H18年度		32	36	46	—	
											食品小売業	CM	—	H18年度		23	25	26	—	
外食産業	CM	—	H18年度	14	12	19	—													
(下位目標4) 建設資材のリサイクルを推進する。	C	特定建設資材の再資源化等の実施率(%)						(考え方及び根拠) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年 1月公表）に基づき設定。												
									コンクリート塊	CM	95	—		H22年度	65	96	98			
									アスファルト・コンクリート塊	CM	95	—		H22年度	81	98	99			
									建設発生木材	CM	95	—		H22年度	40	83	89			

政策 番号	政 策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）		
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度				
		（下位目標5） パソコン、小形二次電池のリサイクルを推進する。	C	資源有効利用促進法 におけるパソコン、小 形二次電池の自主回 収・再資源化率(%)					（考え方及び根拠） パーソナルコンピュータの製造等の事 業を行う者の使用済みパーソナルコン ピュータの自主回収及び再資源化に関 する判断の基準となるべき事項を定め る省令第2条に基づき設定。	事業系のみ	事業系のみ						
				パソコン													
				デスクトップ	CM	50		各年度				73.7	75.1			77.5	—
				ノートブック	CM	20		各年度				38.7	43.8			48.7	—
				ブラウン管式表示 装置	CM	55		各年度				66.2	66.7			70.9	—
				液晶式表示装置	CM	55		各年度				72.9	63			63.4	—
				小型二次電池													
				ニカド電池	CM	60		各年度				70.9	72.3			73.5	—
				ニッケル電池	CM	55		各年度				69.0	80			77.6	—
				リチウムイオン電 池	CM	30		各年度				52.7	53.8			56.1	—
		小型シール鉛蓄電 池	CM	50		各年度			50.0	50.0	50.0	—					
		（下位目標6） 廃自動車等のリサイクルを推 進する。	C	自動車リサイクル法 における再資源化率 (%)					（考え方及び根拠） 使用済自動車の再資源化等に関する法 律施行規則第26条に基づき設定。	○使用済自動車の再資源化等に関する法律が平成17 年1月に本格施行されたところであり、未集計であ る。							
				自動車破砕残さ	CM	70		—								H27年度	
				ガス発生器	CM	85		各年度									

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
I-6 - (3)	一般廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進する。	C												
		（下位目標1） 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。	C	一般廃棄物の排出量 （百万トン）	CM	49	H9年度 （53百万トン）	H22年度	（考え方及び根拠） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に基づき設定。	55	54	-	-	<p>○一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処分が推進されている。</p> <p>○引き続き対策を講じつつ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>○循環型社会構築のために必要な処理施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等の充実が必要。</p> <p>○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量については、その目標を達成したところであるが、引き続き排出量を目標量以下に維持することが必要。</p> <p>○平成17年度から創設する「循環型社会形成推進交付金制度」等の活用により、循環型社会の形成のための取組をより一層推進していくことが必要。</p> <p>○最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が必要。</p> <p>○「循環型社会形成推進交付金」を活用し、引き続き焼却施設の適切な解体を図ることが必要。</p> <p>○中央環境審議会の意見具申を踏まえ、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定める基本方針を改正するとともに、有料化や分別収集に関するガイドラインの作成等を行うことが必要。</p> <p>○過去未規制だった最終処分場について、公共の水域等の汚染防止措置が適正に実施されることが必要。</p> <p>○市町村による震災廃棄物処理計画の策定等防災体制の整備を一層進めることが必要。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>	<p>○施策共通の主な政策手段等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・ 廃棄物処理施設整備費補助（78,356百万円）</li> <li>・ 廃棄物処理施設整備事業費調査費（49百万円）</li> <li>・ 廃棄物処理等科学研究費補助（1,150百万円）</li> <li>○一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進</li> <li>・ ゴミゼロ型社会推進事業費（86百万円）</li> <li>・ 広域的処理に係る環境大臣認定制度の活用及び対象品目の拡大</li> <li>・ 再生利用認定制度の活用</li> <li>・ 一般廃棄物処理事業等調査</li> <li>・ 循環型社会形成推進基礎調査</li> <li>・ ごみゼロ推進全国大会の開催</li> <li>○廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進</li> <li>・ 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額（837百万円）</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設等に対する税制優遇措置・財政投融資制度</li> <li>○地方公共団体による施策の適切な推進等の確保のための措置</li> <li>・ ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助金（200百万円）</li> <li>・ 災害廃棄物処理事業費補助金（50百万円）</li> <li>○生活環境保全のための処理基準の設定等、一般廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・ 固形燃料化施設等の構造及び維持管理に関する規制の強化</li> <li>・ 過去に設置した最終処分場からの浸出液による公共の水域等の汚染防止措置の具体化・明確化</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設等からのダイオキシン類排出量実態調査</li> </ul>
		（下位目標2） 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。	C	一般廃棄物のリサイクル率（%）	CM	24	H9年度 （11%）	H22年度	（考え方及び根拠） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に基づき設定。	15	16	-	-		
		（下位目標3） 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量を約おおむね半分に削減する。	C	一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	CM	6.4	H9年度 （12百万トン）	H22年度	（考え方及び根拠） 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に基づき設定。	9.9	9.0	-	-		
		（下位目標4） 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。	C	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	CM	310	-	H14年度末	（考え方及び根拠） 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき設定。	-	370	71	-		
		（下位目標5） 廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。	C			-				○適切な処理施設の整備が行われているが、最終処分場については残余容量の地域格差が大きという問題がある。					
		（下位目標6） 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。	C			-				○市町村に対して技術的・財政的支援を行っており、生活環境の保全が図られている。					



政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
I-6 - (6)	浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。	C	浄化槽整備率（%）	CM	11	-	H19年度	（考え方及び根拠） 廃棄物処理施設整備計画に基づき設定。	7.6	7.8	8.1	-	○汚水処理人口普及率の上昇、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村数の増加に見られるよう、本施策による生活排水対策は有効。 ○生活排水対策の遅れている中小市町村において、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進することが課題。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○浄化槽設置整備事業の実施 ・浄化槽設置整備事業（14,966百万円） ○浄化槽市町村整備推進事業の実施 ・浄化槽市町村整備推進事業（10,693百万円）
		（下位目標1） 浄化槽を整備促進する。	C	浄化槽市町村整備事業の実施市町村数（市町村）	P	-	-	-	-	-	（15年度） 163	（16年度） 217	（17年度） 218		
I-7 化学物質対策															
I-7 - (1)	環境リスクの評価	化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。	C											○化学物質の環境中の残留状況の把握、内分泌かく乱作用が疑われている物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に推進し、着実な成果。 ○化学物質の内分泌かく乱作用に関するスクリーニング・試験法の開発について一定の成果。 ○環境リスク評価の結果は、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用。 ○環境リスク評価については、目標値（平成16年度は220物質について環境リスク評価を予定）を達成できなかったため、その原因を精査し、今度ともリスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○化学物質環境残留実態把握 ・化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費予算（622百万円） ○化学物質の内分泌かく乱作用評価等 ・化学物質の内分泌かく乱作用対策関連予算（1,411百万円） ○体系的な環境リスク評価の推進 ・化学物質排出把握管理促進法 ・化学物質の環境リスク評価推進費等予算（333百万円）
		（下位目標1） 有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するため、環境モニタリング等を計画的に進める。	P	媒体別調査実施物質数（行政需要としての調査目標値）	P	17年6月 頃決定	-	-	（考え方） 化審法・化管法の対象物質の選定や、初期リスク評価及び内分泌かく乱作用が疑われている物質の暴露量の把握等を目的として、化学物質関連施策担当部署から調査要望がなされた化学物質を取りまとめ、平成17年5月開催予定の化学物質環境実態調査推進検討会において、専門家による検討を経た上で、調査対象媒体別物質数（目標値）を設定する。 （根拠） -	-	115 (233)	169 (345)	153 (301)		
		（下位目標2） 「環境ホルモン戦略計画'98（SPEED'98）」に基づき、平成16年度までに内分泌かく乱作用についての有害性評価を行うとともに、OECD（経済協力開発機構）の試験法の開発に協力する。	C	SPEED'98の評価対象物質のうち、有害性評価に着手した物質（うち有害性評価に一定の結論が得られた物質数）	P	65物質 (65)	-	H16年度	（考え方） SPEED'98にリストアップされる物質のうち、ダイオキシン類など、他の施策で有害性評価等が実施されているものを除いたもの。 （根拠） -	-	24 (12)	20 (7)	65 (55)		
（下位目標3） PRTR対象物質などのうち、平成13年度から平成16年度までに220物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク評価を進める。	C	情報収集対象物質数（累計）	P	220物質	H13年度	H16年度	（考え方） PRTR対象物質を中心に化学物質の環境リスクに関連する基礎情報を年50物質程度ずつ体系的に整備する。 （根拠） -	-	121	174	205				

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
I-7 - (2)	環境リスクの管理	ダイオキシン類及び農業を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	C	ダイオキシン類総排出量削減率（9年比）（%）	CM	約9割	H9年	H14年度末	（考え方及び根拠） 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき設定。	75	88	95	—	○ダイオキシン類については排出削減目標を達成、また環境基準達成率、一日摂取量の目標については、左記の達成状況の通り概ね良好。 ○農業については、法に基づく規制等を着実に実施し、生態系保全を視野に入れた水産動植物に係る改正登録保留基準の平成17年4月の施行に向けた具体的な検討を行うなど、目標の達成に向け着実に推進。 ○工業用化学物質については、平成16年度に施行された改正化審法により生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、法に基づく審査等を着実に実施するといった目標の達成に向けて、制度の整備の面で大きな前進。 ○環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○ダイオキシン類対策 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・ダイオキシン類対策費（46,777百万円） ・農業の環境リスク対策 ・農業取締法 ・農業登録保留基準設定費（59百万円） ・農業残留対策調査費（136百万円） ・環境汚染等健康影響基礎調査費（50百万円） ・農業対策調査研究費（121百万円） ○化学物質の審査・規制等 ・化学物質審査規制法（化審法） ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費（247百万円）	
										99.2	99.7	99.9	—			
										97.9	97.2	97.6	—			
										—	97.6	99.5	—			
										100	99.9	100	—			
										99.9	100	99.9	—			
										—	※100	※100	※100			
										—	※0	※0	※0			
										1.68	1.52	1.36	—			
										※環境省より送付された評価書には、測定結果が記載されていなかったため、環境省からの聞き取りにより記入した。						
I-7 - (2)	環境リスクの管理	（下位目標1） ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割を削減、維持する。環境基準の達成率を100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。	C	ダイオキシン類に係る環境基準達成率（%） （大気、土壌を除きI-3-(1)に同じ）	CM	100	—	（可及的速やかに）	（考え方及び根拠） ダイオキシン法第7条、26条に基づき設定。	—	99.2	99.7	99.9	—		
I-7 - (2)	環境リスクの管理	（下位目標2） 新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。	P	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農業数（%）	P	100	—	H19年度	（考え方） 原則として全ての農業（微生物、天敵農業を除く。）について速やかに基準値を設定することが環境リスク削減と再登録時の円滑な評価のために必要であり、本指標を目標値として設定した。 （根拠） —	—	—	—	—	0		
I-7 - (2)	環境リスクの管理	（下位目標3） 化審法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。	P	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態影響試験を実施する数（物質数）	P	130	H15年度	H20年度	（考え方） 既存化学物質のうち、既存化学物質点検が終了したものを除き、国内及び国外において有害性情報が整備されていない物質について、厚生労働省及び経済産業省における点検作業と調整を行う。 （根拠） —	—	—	—	38			

政策 番号	政 策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）											
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度													
I-7 - (3)	リスクコミュニ ケーション の推進	PRTRデータの集計・公表及びその 有効利用を図るとともに、化学物質 に関するリスクコミュニケーション に資する情報の整備、人材育成・活 用による対話の推進や場の提供を行 う。	C	市民ガイドブックの 作成及び普及	P	毎年1回 公表	毎年	（考え方） PRTRデータの届出・集計・公表は毎年 度1回行われる法律事項。また、市民ガ イドブックはこれに基づき作成するこ とから、毎年1回作成・公表すること とした。 （根拠） -	-	PRTRデータ の集計及び 公表等（第1 回）	市民ガイド ブックの作 成及び普及 （第1回公表 分）	市民ガイド ブックの作 成及び普及 （第2回公表 分）	PRTRデータ の集計及び 公表等（第3 回）	○当初目標通り着実に実施。 ○PRTRデータの精度向上、データ 公表システムの改良等改善すべき 課題は残る。 ○平成16年度からは、届出対象と なる第一種指定化学物質の取扱量 が5トン以上から1トン以上に変更 されたことから、届出対象事業者 への算出方法・届出方法の周知徹 底を図るとともに、引き続きPRTR データの精度の向上に取り組むこ とが必要。 ○環境リスク等の化学物質に関す る市民の理解や市民・産業・行政 等のリスクコミュニケーションは 十分に進んでいない。	○施策共通の主な政策手段 等 ・特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律 （PRTR制度） ○PRTRデータの円滑な集 計・公表等 ・PRTR制度運用・データ活 用事業（315百万円） ○リスクコミュニケーション に必要な情報の整備、人 材の育成等 ・化学物質環境安全社会推 進費予算により対応（63百 万円）											
																個別事業所データの 開示	P	随時	-	-	-	第1回PRTR データの公 表日以後、 その開示請 求を開始 し、随時対 応	第2回PRTR データの公 表日以後、 その開示請 求を開始 し、随時対 応	第3回PRTR データの公 表日以後、 その開示請 求を開始 し、随時対 応	【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡 充、縮小）	
																（下位目標2） 化学物質に関するリスクコ ミュニケーションに資する情報 の整備（化学物質ファクトシ ート等）、人材（化学物質アドバ イザー）の育成・活用による対 話の推進を行うとともに、化学 物質に関する対話の場として、 市民、産業、行政等の代表から なる「化学物質と環境円卓会 議」を定期的に開催する。	P	化学物質ファクト シートの作成（物 質）等	P	PRTRの対 象の354 物質につ いて作成	-	H21年度	-	-	計50物質に ついて作成	・新たに約 50物質につ いて作成、 すでに作成 済みの約50 物質の情報 を更新 ・新たに、 身近なとこ ろから排出 されるPRTR 対象物質の 手引きの作 成
																化学物質アドバイ ザーの登録者数 （人）及び派遣回数 （人回）	P	派遣要求 の増加等 需要に応 じて50人 まで拡充	-	-	-	-	登録者数 18人	登録者数 25人（7名追 加）  派遣回数 延べ51人回	登録者数 25人（追加な し）  派遣回数 延べ42人回	
化学物質と環境円卓 会議（回）	P	（当面、 定期的に 開催）	-	-	-	-	-	4	3	4																



政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年度	達成年度		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
I-8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進																
I-8-1(1)	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。	C											○「新・生物多様性国家戦略」の基本的方向、施策の方針に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な施策が推進され、目標達成に向け進展。  【政策への反映の方向性】 これまでの取組を引き続き推進	○施策共通の主な政策手段等 ・新・生物多様性国家戦略 ○生物多様性国家戦略の点検を通じた関連施策の推進 ・自然共生型社会総合推進費（119百万円） ・外来生物対策費（132百万円） ○自然環境保全基礎調査の推進 ・自然環境保護法 ・自然環境保全基礎調査費（303百万円） ・重要生態系監視地域モニタリング推進事業費（400百万円） ○生態系総合管理基盤情報整備費（80百万円） ・生物多様性情報システム整備推進費（69百万円） ○国際協力 ・絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律 ・アジア地域における生物多様性保全推進費（75百万円）	
		（下位目標1） 新・生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。	P													
		（下位目標2） 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。	P	モニタリングサイト設置数（箇所）	P	1,000	H15年度	H19年度	（考え方） 生態系の長期的なモニタリングを行うモニタリングサイト1000（平成15年度から5年間でサイトを設定）に基づき目標を設定した。 （根拠） 新・生物多様性国家戦略			120 （事前調査中）	406 （事前調査中）			
		（下位目標3） 開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。	C													
I-8-1(2)	自然環境の保全	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。	C											○原生的な自然環境及び優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組を推進。 ○目標達成に向け、着実に進展。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○自然環境保全地域等の保全管理 ・自然環境保全法 ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）（25百万円） ○国立公園の保全管理 ・自然公園法 ・国立公園地域連携強化費（20百万円） ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費（300百万円） ・山岳環境浄化・安全対策事業費補助（110百万円） ○二次的自然環境の維持 ・新・生物多様性国家戦略 ・自然共生型地域整備推進事業費（119百万円） ・里地里山保全・再生モデル事業調査費（79百万円） ○湿地の保全 ・自然環境保全法 ・自然環境保全基礎調査費（303百万円）	
		（下位目標1） 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。	C													
		（下位目標2） 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。	C													
		（下位目標3） 国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。	P	国立公園計画の点検実施地域数（累計、地域）	P	57	H14年度	H19年度	（考え方） 概ね5年毎に公園計画を見直すこととしており、5年間で57地域について点検を終えることを目標とした。 （根拠） -			21	25	35		

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
		(下位目標4) 里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)確保とそのネットワーク化を推進する。	C			—				○新・生物多様性国家戦略で示された里地里山の二次林のタイプ毎の分析や取扱方針の考え方を踏まえ、全国の里地里山のマクロ分析・地域区分等を行うとともに、地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等の連携による里地里山保全再生のモデル事業を4地域で開始した。 ○身近な地域の自然環境を踏まえ、多様な生物の生息空間を確保することにより生物多様性のネットワーク化に資する事業を地方公共団体が行う場合に、その費用の一部について補助を行った。(平成9～16年度で、計91地区、約15億円)					
		(下位目標5) 湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。	C			—					○湿地については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等における適正な管理等を通じて、その保全策を推進した。 ○浅海域生態系の保全に関する基礎的資料を収集するため、主要な干潟・藻場について、生物の生息・生育状況の調査を実施した。				
I-8-1(3)	自然環境の再生	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NGO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。	C	(参考指標)環境省の事業実施地区数(地区)	P	—	—	—		—	—	—	21	○自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」を着実に推進。  【政策への反映の方向性】 これまでの取組を引き続き推進	○施策共通の主な政策手段等 ・自然再生事業関係費(1,214百万円、自然公園等事業費13,250百万円の内数) ○自然再生事業の実施 ・自然再生活動推進費(51百万円) ・自然再生推進法 ・新・生物多様性国家戦略
I-8-1(4)	野生生物の保護管理	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を通じて種の保存を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化により、野生鳥獣と人との共生を図る。さらに、遺伝子組換え生物及び外来生物による我が国の生物多様性への影響を防止する。	C			—								○国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の新規策定などの施策を推進。 ○外来生物による被害防止のための法整備などの仕組みづくりについて大きく進捗。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)	○希少野生動植物種の調査とリストアップ ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○希少野生動植物種の保全 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・特定野生生物保護対策費(238百万円) ○野生鳥獣の保護管理 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・特定鳥獣等保護管理対策費補助(106百万円) ○遺伝子組換え生物及び外来生物対策・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・遺伝子組換え生物対策事業(70百万円) ・外来生物対策費(132百万円)
		(下位目標1) レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。	P			—				○レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直しに向けて検討作業を進めた。また、希少種に関する調査研究を行った。					
		(下位目標2) 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に関する調査研究を推進する。	C			—				○ワシントン条約締約国会議の結果を踏まえ、国際希少野生動植物種の追加指定及び削除を行い、希少種の譲渡規制を適切に行えるよう措置した。 ○新たに、アマミノクロウサギをはじめとする11種を国内希少野生動植物種として指定するとともに、アユモドキなど13種に関する保護増殖事業計画を策定した。 ○他の種の保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。					
		(下位目標3) 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、あわせて、猟具の使用に係る危険を予防する。	C	(参考指標)国指定鳥獣保護区箇所数(箇所)	P	—	—	—		54	56	59	60		

政策 番号	政 策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
		（下位目標4） 生態系等に悪影響を及ぼす外来生物への対策に必要な法整備を進める。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の確実な運用により遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。	C			—				○遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響の防止については、カルタヘナ法を着実に運用し、遺伝子組換え生物等の使用に係る第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）の審査等を行い、遺伝子組換え生物の環境中での使用に際して生物多様性影響の防止を図った。 ○外来生物による生物多様性への悪影響の防止については、外来生物法を整備し、基本方針の策定、第一次指定として37種類の特定外来生物の選定（閣議決定）等、施行準備を行い、6月より施行した。					
I-8 (5)	動物の愛護 及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売者による飼主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。	C											○普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養を推進。 ○人と動物との共生を図るためには、動物の飼養保管基準・指針等の見直し等、動物の愛護管理に関する取組の強化が必要。 ○一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むことが重要。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○施策共通の主な政策手段等 ・動物の愛護及び管理に関する法律 ○動物愛護管理の普及啓発 ・動物愛護週間事業費（14百万円） ○都道府県等による動物愛護管理の取組への支援 ・動物の適正飼養推進事業費（12百万円） ・家庭動物の終生飼養推進事業費（20百万円） ・飼養動物との共生推進総合モデル事業（12百万円）
		（下位目標1） 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。	P	（参考指標） 国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況（%）	P	—	—	—		—	94	95	96		
		（下位目標2） 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。	C	都道府県等による犬猫の引取数（頭）	CM	減少傾向を維持	—	—	（考え方及び根拠） 動物愛護管理法第18条第1項に基づき設定。	—	376,359	359,819	—		
		（下位目標3） 改正法施行後の動物愛護に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを行う。	P			—				○法に基づき定められている展示動物の飼養保管基準の改正を行い平成16年4月30日に告示した。さらに、基準の解説書を作成した。 ○改正法の附則に基づき、改正法の施行状況等について検討を行うため、「動物の愛護管理のあり方検討会」を設け、動物の愛護管理に関する各種課題について検討を行っている。					

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
I-8 - (6)	自然とのふれあいの推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えようと、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成する。	C											<p>○自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応。</p> <p>○自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成。</p> <p>○温泉法施行規則を改正し、温泉利用施設における掲示項目を追加したことにより、温泉の適正利用を推進。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>	<p>○施策共通の主な政策手段等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境学習等推進事業費及び国立公園等管理費（14百万円）</li> <li>○自然とふれあう機会や情報の提供</li> <li>・自然公園法</li> <li>・観光光国行動計画</li> <li>・地域再生推進のためのプログラム</li> <li>・インターネット自然研究所バージョンアップ事業費（67百万円）</li> <li>○自然とのふれあいの場の整備</li> <li>・自然公園法</li> <li>・自然公園等事業費（12,708百万円）</li> <li>○温泉の保護と適正利用</li> <li>・温泉法</li> <li>・温泉の保護及び効率的利用に関する調査費（12百万円）</li> <li>・自然公園等事業費のうち、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業（238百万円）</li> </ul>	
		（下位目標1） 自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貫湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。	P	—												
		（下位目標2） 自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ（インターネット自然研究所）などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実にも努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。 また、エコツーリズムを普及するために全国のエコツアー総合情報をインターネットで紹介し、認知率及び参加率の向上を促進する。	C	エコツアー総覧の登録件数（件）	P	1,000	H16年度末	H18年度	（考え方） 概ね現況値（H17年3月）の倍の値。 （根拠） —	—	—	—	651 （平成17年3月期）			
		（参考指標） 子どもパークレンジャー参加者数（人）	P	—	—	—				—	968	1,064	834			
		（参考指標） インターネット自然研究所（ホームページ）アクセス数（件）	P	—	—	—				—	466,720 （平成15年3月期）	897,229 （平成16年1月期）	1,163,618 （平成17年1月期）			
（下位目標3） 国立・国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	C	（参考指標） 自然公園等の利用者数（千人）	P	—	—	—		934,732	935,979	916,716	—					
（下位目標4） 温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。	P	国民保養温泉地年度延宿泊利用人員（人）	P	—	—	—		15,121,005	14,953,458	15,320,428	—					

政策番号	政策	達成すべき目標 (「達成目標」)	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 (平成16年度予算)	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
I-9 国際的取り組みに係る施策																
I-9 一(1)	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。	C													
		(下位目標1) 貿易と環境の相互支持性を強化する。(*注 相互支持性: 環境に対する貿易のマイナスの影響を最小にしプラスの効果を最大にするため。また、環境政策の要請と自由貿易の要請が衝突する場合に必要な調整を図るために環境政策と貿易政策を相互に支え合うもの)	C			—										
		(下位目標2) 持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。	C			—										
		(下位目標3) 人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策などについて調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。	C			—										
		(下位目標4) 「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。	C	南極環境保護法に基づく手続き率(%)	CM	100	—	—	(考え方) 確認申請及び届出は法的義務であるため。 (根拠) 南極環境保護法	—	59.6	83.2	—			
		(下位目標5) アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。	C			—										
		(下位目標6) アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。	C			—										
									○平成16年度は、15年度に取りまとめた貿易自由化の環境影響評価に関する考え方に基づき、ロタイ、日マレーシアの経済連携協定を例に、貿易自由化の環境影響評価についてのケーススタディを行った。また、韓国と共催で自由貿易協定/経済連携協定の環境影響評価手法に関する専門家セミナーを開催した。これらの取組を踏まえ、貿易自由化の環境影響評価に関する考え方の見直し点を検討した。							
									○関係省庁と連携の下、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ等における森林保全に係る議論に積極的に参加した。 ○国連森林フォーラムにおける森林に関する国際的枠組みについての議論に貢献するため、多国間環境条約の構造分析や、生物多様性条約における森林に関する議論の分析等を行った。 ○違法伐採問題について、海外の先進木材輸入国の取組状況等の調査を行った。							
									○北東アジアを対象に、統合的生態系管理を通じた砂漠化対策のパイロットスタディ等について検討したほか、砂漠化対処条約科学技術委員会の下に設置されている専門家グループにこれまでの検討結果を提出した。 ○伝統的知識が生きている砂漠化対処のための在来技術・簡易技術について、他地域への移転手法及びその活用方法等を検討した。							
									○国連、OECD、エコアジア、68等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与。 ○森林保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等についても、国際的な環境政策の推進に寄与。 ○アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果。 ○海外広報を質、量ともに充実させ、我が国の持続可能な開発に向けた取組状況を、海外に向けて発信することが必要。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)							
															○地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保 ・国際会議等派遣等経費(168百万円) ・経済協力開発機構拠出金(33百万円) ・ヨハネスブルグ・サミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費(39百万円) ・熱帯林等森林保全対策調査経費(20百万円) ・砂漠化防止対策調査経費(20百万円) ・南極地域の環境の保護に関する法律 ○調査研究、監視・観測等に係る国際的な貢献と連携の確保 ・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測推進費(155百万円) ・アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費(300百万円) ・排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(161百万円) ・地球環境戦略研究機関拠出金(550百万円)	

政策 番号	政 策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	測定指標	指標 分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
		（下位目標7） IPCC（気候変動に関する政府間 パネル）、IGES（地球環境戦略 研究機関）のような国際機関等 が進める地球環境保全に資する 取組を支援することにより、国 際的な貢献と連携の確保を図 る。	C			—									
I-9 - (2)	開発途上地 域の環境の保 全等に関する 国際協力	開発途上地域の環境と開発の統合 に向けた自助努力を支援するととも に、各種の環境保全に関する国際協 力を積極的に推進する。	C			—									
		（下位目標1） 開発途上地域の環境の保全へ 協力する。	C			—									
		（下位目標2） 地方公共団体又は民間団体等 による活動を推進する。	C			—									
		（下位目標3） 国際協力の実施にあたっての 環境配慮を行う。	C			—									
		（下位目標4） 国際協力の円滑な実施のため の国内基盤を整備する。	P			—									

○我が国が支援しているIPCCインベントリータスク  
フォースの技術支援組織において、森林等の温室効  
果ガス吸収量の良好手法指針に即し、2006年のIPCC  
ガイドラインの策定に向けた作業が進められた。また、  
IGESでは第3期戦略（平成16～18年度）が開始さ  
れ、戦略研究の充実を図るとともに国際機関化を目  
指し、国際的な研究機関、研究者とのパートナ  
シップの形成に向けた取組が進められている。

○北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協  
力プロジェクトの推進、開発途上国の環境に関する  
調査の実施及び支援戦略の検討。特に、中国の環境  
保全に関する情報交換、人的交流の実施等を通じ、  
北東アジア地域を中心とした開発途上にある国や地  
域の環境保全に寄与した。

○地方公共団体等における国際環境協力活動の現況  
に関する調査を実施し、その結果を取りまとめたほ  
か、国際環境協力への新たな取組や各種主体の連携  
を促進するためのガイドブックの作成し、各地方公  
共団体等に広く提供した。

○国際金融機関や我が国の援助機関等の環境ガイド  
ラインの適用に当たり、援助機関や、途上国の事業  
実施主体等が直面する課題を整理・分析した上で、  
その解決に向けて、環境ガイドラインを補完する手  
引きの作成と公開等、有効と考えられる対応策を取  
りまとめ、関係機関等にも提供した。

○環境協力専門家の確保、育成を図るための登録制  
度の運用を実施。また、過年度にとりまとめた環境  
技術に関するマニュアル等を基に、より活用しやす  
い教材（パワーポイント）を作成した。

○開発途上地域の環境保全につ  
いては着実に進展しているものの、  
同地域の環境問題は依然として深  
刻であり、技術面・資金面について、  
我が国等先進国への協力要請は強  
いため、開発途上地域への国際協  
力が課題。

【政策への反映の方向性】  
施策の見直し（全部又は一部の拡  
充、縮小）

○開発途上地域の環境の保  
全への協力  
・日中韓環境協力推進費  
（56百万円）  
・アジア太平洋環境開発  
フォーラム活動支援経費  
（121百万円）

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
II 各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策															
II-1	環境基本計画の効果的実施	環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。	C												
		(下位目標1) あらゆる主体における環境配慮の推進。	C	(参考指標) 環境基本計画の認識率(%) (H13年度では対象事業者団体を、H14、15年度は事業者を対象としている。)	CM	-	-	-		15(国民) 19(事業者団体)	14(国民) 59(事業者)	12(国民) 68(事業者)	-		
		(下位目標2) 環境基本計画の見直しに向けた検討を進める。	P	(参考指標) 環境白書の発行部数(部)及びインターネットへのアクセス件数(件)(年版)	P	-	-	-		-	22,000	22,000	20,000	(HPアクセス数) 268,768	
				(参考指標) 環境配慮の方針の策定状況(府省)	P	全府省	-	-	(考え方及び根拠) 環境基本計画に基づき設定。	-	3	11	15		
						-				○現行計画の3回にわたる点検結果等を踏まえ、平成16年12月には、中央環境審議会において「第二次環境基本計画のフォローアップの総括について」を取りまとめ、現行計画の抱える課題や、計画見直しの基本的方向を明らかにした。また、これを踏まえ平成17年2月には計画の見直しについて中央環境審議会に諮問を行うなど、計画見直しに係る作業が着実に進展した。					
II-2	環境教育・環境学習の推進	国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。	C												
		(下位目標1) 環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。更に環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を、平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。	C	環境カウンセラー登録者数(人)	P	5,500	-	H18年度 (考え方) 市民や事業者が必要ときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約11,000×1/2=5,500という目標値を設定した。 (根拠) -		-	3,279	3,611	3,900		
		(下位目標2) 国・地方自治体・事業者がその職員に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。	P			-				○事業者がその職員等に対して行う環境教育プログラムの整備を行うため、事業者等における環境教育プログラムの実施状況、環境教育プログラムのあり方についての検討を行った。					
		(下位目標3) 都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策についての情報を提供する。また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する(平成16年度から運用開始)。	P			-				○都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について、環境教育担当者会議等にて情報を提供し、共有を図った。 ○環境教育に関する情報を収集整理し、インターネットにより広く国民に公開する目的で環境教育・環境学習データベース総合整備事業を開始し、情報収集やデータベースの構築作業を進めた。 ○データベース運用に関する作業が遅れており、目標としていた平成16年度中に運用を開始できなかったが、平成17年度内で可能な限り早急に運用を開始する予定。					
										○子どもエコクラブの会員数が増加し、機会の提供が進められた。 ○環境教育指導者研修を全国5箇所で行い、環境カウンセラー登録制度の推進、環境教育・総合学習総合データベース整備等を行い、環境教育の基盤整備を進めることができた。 ○環境教育の現場と指導者のマッチング欠如等により、指導者が十分に活用されていないことが課題。 ○子どもエコクラブをさらに推進し、登録された会員の体験機会の増加を図り、より充実したクラブ活動を行えるよう環境整備を進める。 ○家庭における環境保全の取組を支援し、最小のコミュニティである家庭から環境配慮の行動を広げるしくみを整備。 ○学校における体感重視型の環境教育を推進し、学校から環境配慮の行動を広げることも必要。 ○環境保全活動・環境教育推進法の円滑な施行を図り、環境教育の基盤整備のさらなる充実が課題。					
										【政策への反映の方向性】 これまでの取組を引き続き推進					
										○施策共通の主な政策手段等 ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 ○人材の育成 ・環境カウンセラー登録実施規程 ○場や機会の拡大 ・子どもエコクラブ事業(108百万円) ○各主体の取組の支援、連携の強化 ・体験的環境学習推進事業(51百万円)					
										【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)					

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年度	達成年度		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
		（下位目標4） 環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、子どもエコクラブなどの各種の学習の機会を提供等の施策を進める。	C	子どもエコクラブ会員数（人）	P	110,000	—	H18年度	（考え方） 平成11年度文部科学省統計要覧によると、小・中学生は約1,100万人であるため、その1%となる11万人を達成根拠とした。 （根拠） —	—	77,417	82,299	83,156		
		（下位目標5） 地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。	C			—				○11の地方公共団体においてモデル事業及び事業効果の検証を行い、その成果を全国に情報発信した。					
		（下位目標6） 国際的な視点からも環境教育に取り組む必要があるため、日中韓3か国環境教育ネットワーク（TEEN）等において環境教育に関する情報交換・交流等を図る。	C			—				○平成16年12月に中国天津市で日中韓環境教育ワークショップ及びシンポジウムが開催された。3カ国の教員や環境教育の専門家等が参加し、「子どものための環境教育の促進」というテーマで議論がなされ、それぞれの国における環境教育の現状や課題について相互理解が深められた。					
II-3	環境パートナーシップの形成	NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。	C											○環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、様々な支援を行うとともに、NPO、企業、行政等との意見交換会や勉強会を行った結果、パートナーシップでの取組の推進について経験が重ねられ、一定の成果。 ○地方公共団体においてNPOや市民との協働での取組は進んできているが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が不慣れ。 ○いくつかの地域で地方環境パートナーシップオフィスが設置されているが、全国的ネットワークの形成には至らず。 ○企業、NPO、市民とのパートナーシップでの取組の必要性が高まっているが、これまでプラザでは十分展開できていない。 ○NPO等からの優れた政策提言を政策に反映していくための手法として環境政策提言、プロセスを実施し、優秀提言については実現のための予備的調査や実証調査を行うなど、提言を真摯に受け止め、その実現を図る動きが環境政策の側に出てきている。 ○タウンミーティングやMOEメール等に多数の国民が参加することにより、環境省の政策に関する国民への説明、国民との直接対話の推進が図られている。 ○寄せられた意見・要望に対して、双方向性を持たせることが必要。	○ネットワーク構築による取組の促進やパートナーシップによる政策形成の推進による民間団体への支援・環境パートナーシップ推進費（132百万円） ・地方環境パートナーシッププラザ整備事業（50百万円）
		（下位目標1） 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NPO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。	C	ホームページアクセス数（件）	P	300万	H13年度	H18年度	（考え方） プラザホームページへの平成13年度のアクセス数（106万）を3倍程度増加する。 （根拠） —	—	124万	180万	226万		
				環境らしんばん登録団体数（団体）	P	2,000	H13年度	H18年度	（考え方） 平成13年度NGO総覧に掲載されている団体（4,132）の半数が環境らしんばんに登録する。 （根拠） —	—	522	588	632		
				メールマガジンの配信人数（人）	P	3,000	H13年度	H18年度	（考え方） 平成13年度のメールマガジンの配信数（1,467）を倍増する。 （根拠） —	—	1,908	2,178	2,506		
		（下位目標2） 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。	C	タウンミーティングの開催回数及び参加者数（回、人）	P	—	—	—		—	2回 （703人）	2回 （703人）	1回 （213人）		
				MOEメールの件数（件）	P	—	—	—		—	16,507	34,962	74,384		
															【政策への今後の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
II-4 環境と経済の統合に向けた取組															
II-4-1 (1)	経済活動における環境配慮の徹底	<p>経済的手法や、事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。</p> <p>（下位目標1） 税制優遇措置や税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資するよう努める。</p> <p>（下位目標2） 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。</p>	C												
			C												
			C	環境報告書公表企業 （%）					（考え方及び根拠） 循環型社会形成推進基本計画に基づき設定。						
				上場企業	CM	約50	—	H22年度		29.9	34.0	38.7	—		
				非上場企業	CM	約30	—	H22年度		12.0	12.2	17.0	—		
			C	環境会計実施企業 （%）					（考え方及び根拠） 循環型社会形成推進基本計画に基づき設定。						
				上場企業	CM	約50	—	H22年度		23.1	26.8	31.8	—		
				非上場企業	CM	約30	—	H22年度		12.0	13.3	17.2	—		
									<p>○税の優遇措置を通じて環境配慮を徹底。 ○環境税について、各方面において国民的議論の進展を図ることができた。 ○環境報告書、環境会計やエコアクション21（環境活動評価プログラム）に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展。 ○環境税については、京都議定書目標達成計画を踏まえ、真摯かつ早急に総合的な検討を進めることが必要。 ○民間の事業者の取組を一層促進することが必要。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>					<p>○経済的手法の活用 ・ 税制改正 ○事業者の自主的な環境保全活動の推進 ・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成17年法律第77号） ・ 企業行動推進経費（106百万円） ・ 事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出自主管理促進事業のうち排出量自主管理システム普及事業（100百万円）</p>	

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
II-4 - (2)	環境保全型 産業活動の促進	環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。	C												<p>○公的機関による環境物品等の調達の対象となる製品の範囲及び実施機関数の拡大が図られ、グリーン調達の対象となる予算規模は拡大、市場に対して与えるインセンティブも拡大中。</p> <p>○環境物品等の需要の拡大に呼応して、環境物品等の情報提供システムへの掲載申請件数も増加傾向。</p> <p>○各種情報提供体制の充実により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が推進。</p> <p>○商品や投資先の選定に当たって環境に配慮する消費者や投資家が増加。</p> <p>○環境ビジネスの供給側及び需要側の双方において環境ビジネスへの関心が高まっており、環境ビジネス進展のための環境整備が進んだ。</p> <p>○以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>	<p>○環境に配慮した製品・サービスの普及促進</p> <p>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律・国等におけるグリーン購入推進等経費（39百万円）</p> <p>・製品対策推進経費（41百万円）</p> <p>・事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素排出量自主管理促進事業のうち製品等に係る二酸化炭素排出量評価事業（100百万円）</p>
		（下位目標1） 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。	C	環境ビジネスの市場規模（兆円）	CM	約50	H9年度	H22年度	（考え方） 循環型社会形成推進基本計画における循環型社会ビジネス市場の目標に準じた。 （根拠） 循環型社会形成推進基本計画	（H12年度） 約30	-	-	-			
		（下位目標2） より広い分野・品目でグリーン購入をするため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が組織的に取り組まれることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。	C	地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率（%）						（考え方） 循環型社会形成推進基本計画におけるグリーン購入の推進の目標に準じた。 （根拠） 循環型社会形成推進基本計画						
		地方公共団体	CM	100	-	H22年度				-	38.7	38.4	41.5			
	上場企業	CM	約50	-	H22年度				-	22.9	29.4	64.7				
	非上場企業	CM	約30	-	H22年度				-	17.8	21.7	51.5				

II-5 環境アセスメント

II-5 - (1)	環境影響評価制度の運営及び充実	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。	C	（参考指標） 環境影響評価法による手続開始延件数（累積） （うち当初から法による手続開始延件数）（累積）	P	-	-	-							<p>○環境影響評価対象事業については、環境大臣意見を踏まえた、事業者における環境影響評価書の補正により、環境保全への適切な配慮を確保。</p> <p>○生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法が未確立のものがある。</p> <p>○開発された技術手法、環境保全措置に関する技術情報、過去の評価書等が、関係主体に十分に活用されているとは言えず、情報の充実が必要。</p> <p>○スコーピングの活用、関係主体間のコミュニケーション、事業評価やレビューについての理解等はまだまだ不十分。</p> <p>○事後評価等についての理解、及びこれらに基づく対策技術等の評価結果の情報提供が十分とは言えない。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部または一部の拡充、縮小）</p>	<p>○施策共通の主な政策手段等</p> <p>・環境影響評価法</p> <p>・環境影響評価実施促進経費</p> <p>○情報の整備・提供の推進</p> <p>・環境影響評価情報支援ネットワーク事業（49百万円）</p> <p>○住民意見形成の促進</p> <p>・環境影響評価制度充実推進費（88百万円）</p> <p>○技術手法の向上</p> <p>・環境影響評価技術調査費（53百万円）</p> <p>○環境影響評価の適正な審査</p> <p>・環境影響評価審査実施経費（63百万円）</p> <p>○環境影響評価後のフォロー</p> <p>・環境影響評価追跡調査費（35百万円）</p>
		（下位目標1） 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、その結果が事業に反映されること。	C													
		（下位目標2） 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。	C													
		（下位目標3） 国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出され、適切に事業に反映されること。	C													
	（下位目標4） 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。	C	（参考指標） 環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた件数（件）（累積）	P	-	-	-									

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
		(下位目標5) 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。	C			—				○環境影響評価法に基づき手続を完了したものは80件あり、そのうち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは35件である。また、行政手続オンライン化及びe-文書法の施行により、環境影響評価書等のオンラインによる縦覧が可能となった。						
II-5-1(2)	戦略的環境アセスメントの推進	国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について環境保全上の適切な配慮を確保すること。	C			—								○目標達成のためのシステム構築の動きが見られ、全体としては目標に向け進展があったものの、未だ全ての上位計画や政策について、環境保全上十分な環境配慮のシステムが導入されている状況にない。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)	○戦略的環境アセスメントの推進 ・戦略的環境アセスメント手法等整備費(29百万円)	
		(下位目標1) 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。	C			—				○河川整備計画等いくつかの個別の事業分野において、上位計画及び政策について環境保全上の適切な配慮が行われるためのシステムについての考え方が示された。環境省においては、それらに関する調査研究を実施した。						
		(下位目標2) 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。	C	(参考指標) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数	P	—	—	—			—	—	—	4		
		(下位目標3) 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。	C			—				○都市開発を行うに当たって環境保全上の適切な配慮を行う例が見られるなど着実に進んでいる。						
II-6	環境に配慮した地域づくりの支援	地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。	C												○地域環境総合計画策定支援システム(知恵の環)は、平成15年度には全面リニューアルのために、一定期間運用を停止したため、アクセス数が減少したが、平成16年度には年間平均1日あたり約1,800件と平成14年並のアクセスとなり、一定のニーズを満たしている。 ○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、未だ全国10箇所で行われているだけであり、対象地域数を拡充し、効果を高める必要あり。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し(全部又は一部の拡充、縮小)	○施策共通の主な政策手段等 ・環境基本計画(第3章第10節「地域づくりにおける取組の推進」) ○環境に配慮した地域づくりの支援 ・環境と経済地域活動委託費(101百万円) ・地球温暖化を防ぐまちづくり 交付金(1,200百万円)
		(下位目標1) 全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりにむけた取組を進める。	C	地域環境総合計画策定数(団体)	P	—	—	—			—	538	588	678		
		(下位目標2) 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。	P	地域環境行政支援システム(知恵の環)のアクセス数(件/日)	P	2,000	—	H18年度	(考え方) 全国の地方団体の環境行政職員(約2万人)が10日に1回アクセスすることを目標とした。 (根拠) —		—	1,840	1,286	1,829		
		(下位目標3) 二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と、雇用の創出等による地域経済活性化を同時に実現し、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創ることを目的として、環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施する。	C	(参考指標) 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施地域数(地域)	P	—	—	—			—	—	—	10		

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
II-7	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。	C												
		（下位目標1） 環境分野における競争的資金を拡充する。	P	競争的資金の予算額 （百万円）	P	5,700	H13年度	H17年度末	（考え方） 第二期科学技術基本計画に基づき、第二期基本計画の計画期間中に倍増を目指す。 （根拠） 第二期科学技術基本計画	-	4,710	4,880	6,614	<p>○科学技術関係経費の平成17年度の予算額は292億円で、同年度の政府全体の科学技術関係経費の約1%にとどまっている。</p> <p>○環境分野の重要性に鑑みると、一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を図ることが課題。</p> <p>○「環境技術実証モデル事業」については、着実に実証手法が確立されてきているほか、フォローアップ調査においても実証済み技術の普及促進等が報告されている。</p> <p>○環境技術開発等推進費及び公害防止等試験研究費については、平成15年度に終了した18課題について、当初の目的を概ね達成。</p> <p>○地球環境研究総合推進費による研究は、着実な成果を上げているものの、平成17年度の予算額は平成12年度の1.14倍と低い伸びにとどまっており、IPCC第4次評価報告書の執筆者数としては大幅増に至らなかった。</p> <p>○但し、地球環境モニタリング戦略の策定、衛星等による温室効果ガスモニタリングシステム構築を目指し、進展。</p> <p>○「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」を策定。</p> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境研究総合推進費（3,015百万円）</li> <li>・環境技術開発等推進費（815百万円）</li> <li>・（参考）廃棄物処理等科学研究費補助金（1,150百万円）</li> <li>・（参考）地球温暖化対策技術開発事業（1,634百万円）</li> <li>・国立環境研究所運営費交付金（9,255百万円）</li> <li>・国立環境研究所施設整備費補助金（415百万円）</li> <li>・ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業（350百万円）</li> <li>・環境技術実証モデル事業（250百万円）</li> <li>・地球環境保全試験研究費（438百万円）</li> <li>・地球温暖化の影響と適応戦略に関する統合調査費（123百万円）</li> <li>・衛星搭載用観測研究機器製作費（250百万円）</li> <li>・地球温暖化総合モニタリングシステム基盤強化費（111百万円）</li> </ul>
	（下位目標2） 独立行政法人国立環境研究所に係る中期目標を達成する。	P	独立行政法人評価委員会の業務実績の評価	P	B以上	-	H17年度終了時	（考え方） 独立行政法人国立環境研究所の業務実績評価に係る基本方針に基づき、達成度をS、A、B、C、Dの5段階で評価され、このうちB評価は、「中期目標を概ね達成している。」とされており、それ以上を目標とした。 （根拠） -	A	A	A	-			
	（下位目標3） ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。	P	開発された技術数	CM	モニタリング、多角的評価、除去膜の3技術を実用化	-	H19年度末	（考え方） 5年間程度重点的に資源を配分し、取り組むことにより5～10年以内の実用化が実現可能となる。 （根拠） -	-	-	3	5			
	（下位目標4） 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。	P	手法・体制の確立された技術分野数	CM	7技術分野以上について技術実証の手法・体制の確立	-	H19年度末	（考え方） 環境技術の開発者とユーザーのニーズ、行政ニーズ等を踏まえて環境技術実証モデル事業検討会の助言を踏まえて対象技術分野の決定等を行う。 （根拠） -	-	-	3	6			
	（下位目標5） 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書における我が国の研究者による研究成果の引用貢献度を、同第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。	P	引用貢献度	P	第3次評価報告書の1.5倍	第3次報告書公表年（平成13年）	H19年度	（考え方） IPCC第4次評価報告書は、地球温暖化に関する最新の科学的知見を評価・提供し、国際的にも温暖化防止政策の立案・実施に大きな影響力を有することから、我が国においても今まで以上の貢献が求められている。 （根拠） -	1倍	-	-	-			
	（下位目標6） 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。	P			-				○オゾン層及びオゾン層破壊物質の監視・観測については、オゾン層衛星観測センサILAS-IIによって得られたデータの解析により極域オゾン層破壊の機構説明を進めている。また、平成19年度に打ち上げ予定の温室効果ガス観測衛星（GOSAT）に搭載するセンサについては、平成15年度より宇宙航空研究開発機構（JAXA）、国立環境研究所との共同研究開発体制に移行し、平成17年度からは、センサの開発を実施している。						
	（下位目標7） 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶等によるガスモニタリングシステムの構築を目指す。	P			-				○小型航空機、大型旅客機による温室効果ガスの鉛直分布を継続的に観測するため、観測システムの開発を行った。また、海洋表層の二酸化炭素を測定するためのパイを利用した観測システムの開発に着手した。						

政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度		
II-8	公害防止計画の推進	公害の著しい地域等を解消する。	C	公害防止計画策定地域数（地域）	P	—	—	—	<p>（考え方）</p> 公害防止計画の地域は、市区町村単位で構成されており、策定指示に当たっては、市区町村毎に環境質の状況を点数評価し、市区町村単位で策定指示を行うかを判断している。今後、環境の状況が改善することにより、公害防止計画策定地域を構成する市区町村数の減少が予想されるため。 （根拠） —	—	32	33	33	<p>○平成16年度末現在、306 市区町村が公害防止計画地域として指定されており、都市生活型公害の問題が存在することから、引き続き施策の推進が必要。</p> <p>○公害防止計画策定地域は、制度創設以来延べ51地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成16年度末現在、33地域にまで減少した。</p> <p>【政策への反映の方向性】 これまでの取組を引き続き推進</p>	<p>○公害防止計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法に基づく公害防止計画の策定指示及び同意</li> <li>・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく財政上の特別措置</li> </ul>
		<p>（下位目標1）</p> 公害防止計画の推進により、公害防止計画策定地域を構成する市町村数を減少させる。	C	公害防止計画策定地域を構成する市区町村数（地域）	P	減少傾向を維持する	—	—		—	320	316	306		
II-9 環境保健対策															
II-9-1	公害健康被害対策（補償・予防）	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び予防を図る。	C												
		<p>（下位目標1）</p> 「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保する。	C			—			<p>○約5万3千人の公健法による被認定者に対し、公正な補償給付等を実施した。また、当該補償給付等に要する財源に充てるための汚染原因者からの適正な賦課金徴収等を行った。</p>					<p>○公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図った。</p> <p>○約5万3千人の公健法による被認定者に対し、公正な補償給付等の実施を確保。</p> <p>○健康予防事業を適切かつ円滑に実施。</p> <p>○環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を着実に実施。</p>	<p>○施策共通の主な政策手段等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）</li> <li>・公害保健福祉事業助成費（57百万円）</li> <li>・環境保健施策基礎調査費（391百万円）</li> <li>・健康被害調査研究費（49百万円）</li> <li>○公害健康被害の補償</li> <li>・公害健康被害補償給付支給事務費交付金（1,217百万円）</li> <li>・公害健康被害補償に係る納付金財源交付（12,237百万円）</li> <li>○公害健康被害の予防</li> <li>・環境保健サーベイランス調査費（232百万円）</li> <li>・局地的複合大気汚染の健康影響に関する調査研究（122百万円）</li> </ul> <p>【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）</p>
		<p>（下位目標2）</p> 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。	C			—		<p>○地域の健康被害予防に直結する健康相談、健康審査、機能訓練事業を中心に健康被害予防事業を実施した。また、環境保健サーベイランス、カドミウム汚染地域住民健康影響調査等により、環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を行った。加えて、平成17年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に備え、大気汚染物質の個人暴露量把握に関する試行調査、客観的健康影響指標（呼気NO）の開発を実施した。</p>							



政策番号	政策	達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	測定指標	指標分類	目標値	目標期間		目標設定の考え方及びその根拠	測定結果等				評価の結果	政策手段 （平成16年度予算）	
							基準年次	達成年次		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度			
II-9-1(3)	環境保健に関する調査研究の推進	国民的な関心事となっている花粉症と一般環境との関係、本態性多様な化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）、一般環境中での電磁界暴露等の諸問題について、調査研究を推進する。	C							○スギ花粉症の発症、悪化への一般環境中大気汚染物質の関与について究明するため、大気汚染と花粉症との関係についての動物実験や疫学調査等の調査研究を平成3年度から進めており、平成15年度に中間発表を行った。平成16年度は、動物実験について、中間発表で抽出された課題を整理し、最終的な取りまとめを行った。疫学調査については、都市部と山間部といった二つのフィールドにおける患者間の比較ではなく、個々の花粉症患者について、より詳細な調査を行う等、手法の転換を図り調査を開始した。また、平成12年度に発刊し、平成14年度に全面改定を行った花粉症保健指導マニュアルについては、花粉の飛散データ及び関係省庁の取組等についてホームページ上で随時更新を行ってきた。平成16年度は花粉飛散開始前には花粉総飛散量予測を発表、終息前には飛散終息時期予測等を発表する等、国民への情報提供を推進した。 ○本態性多様な化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）を生じさせるといわれている化学物質による健康影響の実態を解明するため、これまで実施してきた動物実験や二重盲検法（原因物質と思われるガスの濃度を変えて、被験者にも試験者にも暴露濃度を知らせず暴露させ、症状等の変化が濃度と相関するか否かを調査する疫学的調査方法）を用いた疫学調査等の調査研究について、平成16年度にはこれまでの調査結果の取りまとめを行った。 ○電磁界に関する諸問題については、環境を通じた超低周波電磁界の個人暴露量把握調査及び文献調査を行った。	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	○国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と一般環境中の大気汚染物質との関連、本態性多様な化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）、一般環境中での電磁界暴露について、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の化学的知見が得られた。 ○一般環境中の大気汚染物質と花粉症との関係については、高濃度PDEP（ディーゼル排気微粒子）暴露の花粉症症状への影響について明らかにした意義は大きい。 ○本態性多様な化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）については、二重盲検法の結果について再考査を行い、ごく微量のホルムアルデヒドの暴露と症状の発現との関連性は認められないという結果を得た。  【政策への反映の方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	
II-10	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	環境情報の体系的な整備・提供や、「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化（電子化）により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。	C											○環境情報の体系的整備・提供については、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加し、着実に進展。 ○オンライン利用の促進のため、環境省電子申請・届出システムの利用時間を365日24時間とし、申請者の利便を図った。 ○外部事務所ネットワーク回線の増強、電子起案システム等の機能強化等により、業務の効率性が向上。 ○環境省内部組織に関する訓令改正・制定により、事務範囲の明確化、事務所業務により、効果的・効率的な遂行が可能となった。  【今後の政策への方向性】 施策の見直し（全部又は一部の拡充、縮小）	○環境情報等の体系的な整備（収集、整理、加工）及び国民等への分かりやすい形式での提供 ・情報基盤の強化対策費（1,242百万円） ○申請・届出等手続のオンライン化（電子化）の推進 ・情報基盤の強化対策費のうち行政手続電子化推進基盤整備費（283百万円） ○研修の実施 ・環境調査研修所における研修（142百万円）	
		（下位目標1） 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報（環境の情報、環境への負荷等）の分かりやすい提供を図る。	C	ファイル数（情報数）（ファイル）	P	18万	—	H17年度	（考え方） 環境省ホームページへの掲載ファイル数（情報数）及びアクセス数とも、平成17年度までの増加傾向が継続するとして設定した。 （根拠） e-Japan重点計画	—	13万	15万	18万			
		（下位目標2） 「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化（電子化）を実施し、電子政府の実現を図る。	C	環境省ホームページアクセス数（百万件）	P	100	—	H17年度		—	83	95	117			
			C	環境省ホームページで提供している情報量（MB）	P	—	—	—		—	6,665	10,029	11,833			
			C	オンライン化手続数（件）	P	—	—	—		—	251	323	345			
			C	オンラインによる申請・届出件数（件）	P	—	—	—		—	—	4	26			
		（下位目標3） 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。	P											○これまでも新たな重要施策に対応して研修を新設し、新規施策の円滑な推進に寄与してきた。 ○平成16年度新設研修コース 環境パートナーシップ研修 地球温暖化対策研修（公共施設整備特設コース） 最新分析技術研修（LC/MS分析） ○平成16年度研修実施実績（42コース（49回）） ・実施コース数 行政研修：14（15回） 国際研修：7（7回） 分析研修：15（18回） 職員研修：6（9回） ・修了者数（1,780名：前年比40名増） 行政研修：1,078名 国際研修：184名 分析研修：257名 職員研修：261名		

（注）環境省から送付された「平成16年度環境省政策評価書（事後評価）」に基づき当省が作成した。